

医療環境・医療行政 ～医療保険制度の概要について～

日本眼科医療機器協会
社会保険委員会

眼医器協 競争法コンプライアンス規程遵守事項

本会議の出席者は、会合中、開始前および終了後においても、次の事項について話題にしてはならない。

- ① 商品・役務の価格または数量に関する事項
- ② 入札に関する事項
- ③ 開発・生産・販売の能力、計画または政策に関する事項
- ④ その他、競争法で禁止されている行為に係る事項

以上の内容にあたるかどうか判断に迷う場合は、話題にすることを控えること。

はじめに 1

病院や診療所から渡される
「領収書」

皆さんはじっくりご覧になった
ことありますか



参考：
医療法により医業を行う場所は
・ 病院(20床以上)と
・ 診療所(0～19床)
に区分されています。

さらに
・ 診療所は有床／無床に、
・ 病院は一般／特定機能／地域医療支援
／精神／結核に
区分されています。

領 収 証

患者番号	氏 名	請 求 期 間 (入院の場合)
4126	鈴木 A 様	2025年7月1日 ～ 年 月 日

受診科	入・外	領収書No.	発 行 日	費 用 区 分	負担割合	本・家	区 分
眼科	外来	20250701-007	2025年7月1日		3割	本人	

保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬
	76 点	点	点	点	1,003 点	点	60 点
	注 射	リハビリテーション	精神科専門療法	処 置	手 術	麻 酔	放射線治療
	点	点	点	点	点	点	点
	病理診断	診断群分類 (D P C)	食事療養	生活療養			
	点	点	円	円			

保険外 負 担	評価療養・選定療養	その他		保 険	保 険 (食事・生活)	保険外負担
				合 計	11,390 円	円
	(内訳)	(内訳)		負担額	3,420 円	円
				領収額 合 計		3,420 円

※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

東京都中央区日本橋室町×－×－×
三越前〇〇眼科



はじめに 2

領収書に加えて
「診療明細書」も
受け取っていますね。

診療明細書

入院外		保険			
患者番号	4126	氏名	鈴木 A	受診日	2025年7月1日
受診科	眼科				

部	項 目 名	点 数	回 数
初再診料	※再診料	75	1
	※明細書発行体制等加算	1	1
投 薬 検査料	※処方箋料(リフィル以外・その他)	60	1
	※精密眼底	82	1
	※矯正視力検査(1以外)	69	1
	※眼底カメラ撮影(デジタル撮影)	58	1
	※静的量的視野検査(片)	290	2
	※スリットM(前眼部)後生体染色使用再検査 フローレス眼検査用試験紙 0.7 mg 2枚	54	1
	※スリットM(前眼部)	48	1
	※精密眼底検査(両)	112	1

※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

説明項目

保険制度・医療制度について

医療費について

眼科の医療費・患者数について

診療報酬制度について

眼科診療にかかる診療報酬について

診療報酬改定について

医療機器の保険適用について

おわりに

説明項目

保険制度・医療制度について

医療費について

眼科の医療費・患者数について

診療報酬制度について

眼科診療にかかる診療報酬について

診療報酬改定について

医療機器の保険適用について

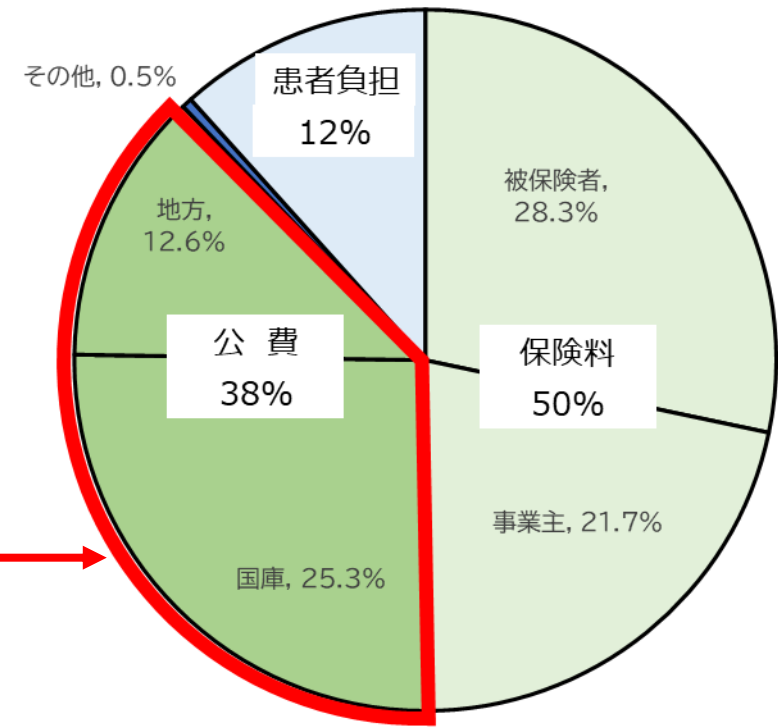
おわりに

- 我が国は、国民皆保険制度を通じて世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を実現。
- 今後とも現行の社会保険方式による国民皆保険を堅持し、国民の安全・安心な暮らしを保障していくことが必要。

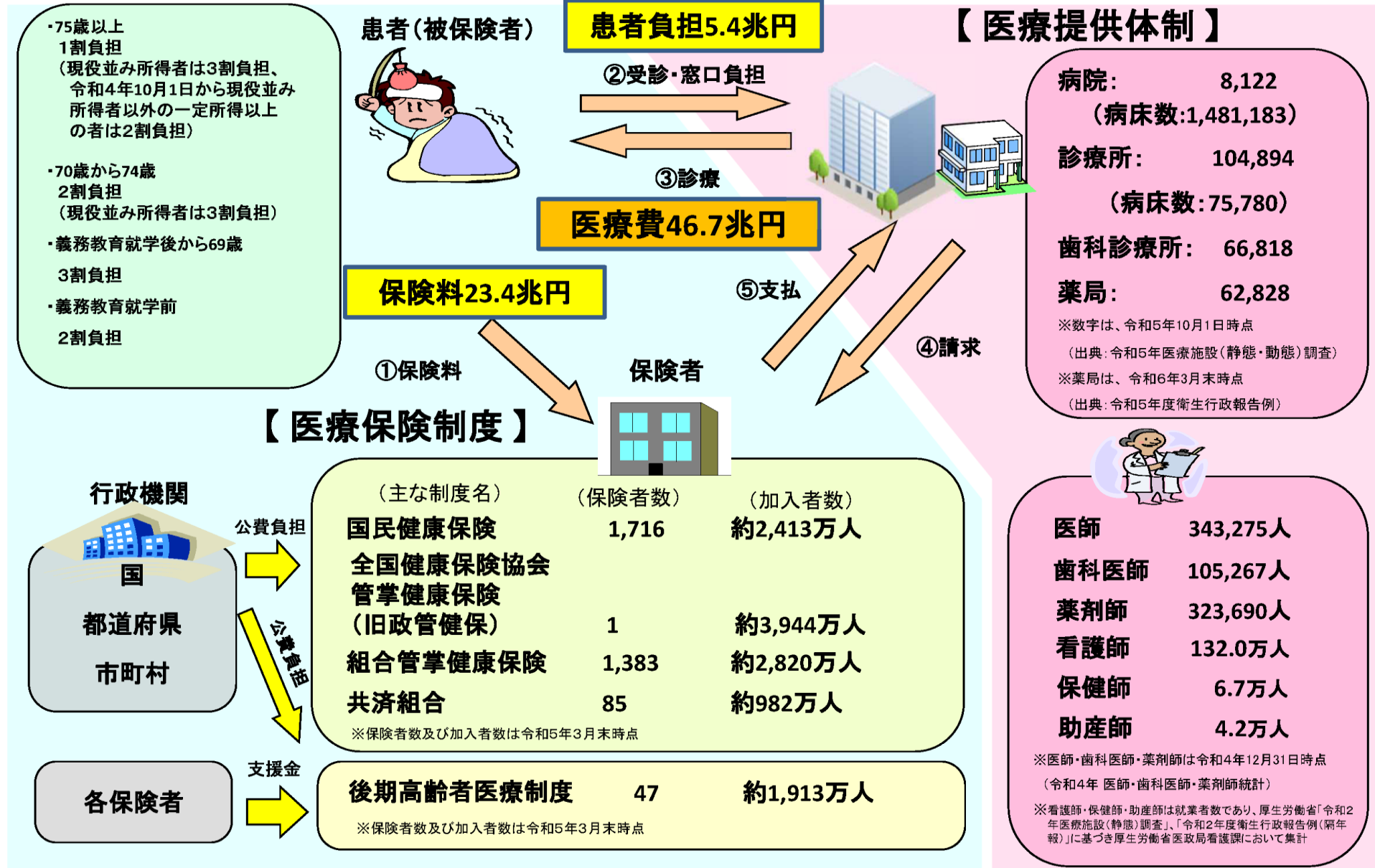
【日本の国民皆保険制度の特徴】

- ① 国民全員を公的医療保険で保障。
- ② 医療機関を自由を選ぶ。(フリーアクセス)
- ③ 安い医療費で高度な医療。
- ④ 社会保険方式を基本としつつ、皆保険を維持するため、公費を投入。

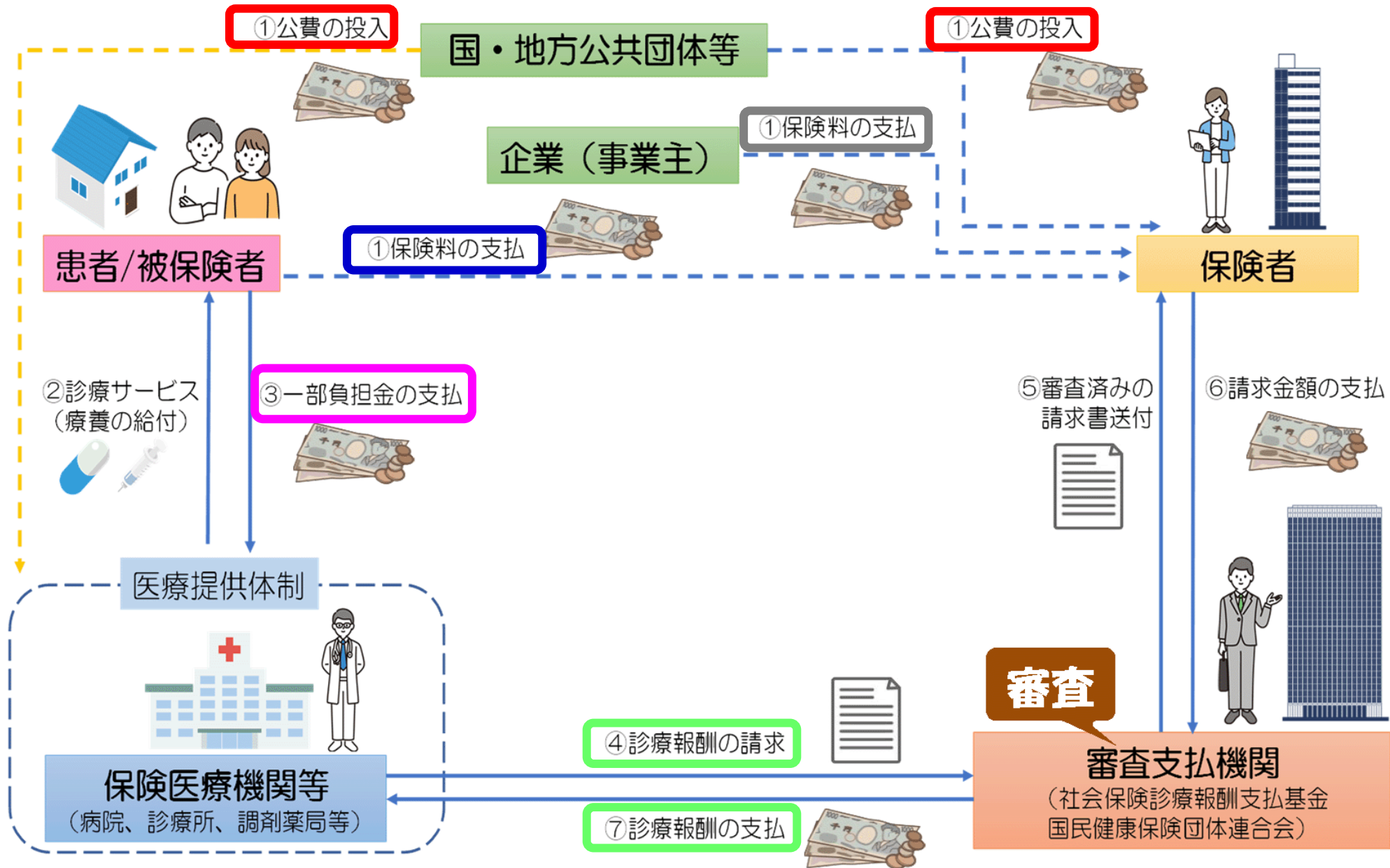
日本の国民医療費の負担構造（財源別）（2022年度）



我が国の医療制度の概要



医療保険制度



医療費の一部負担（自己負担）割合について

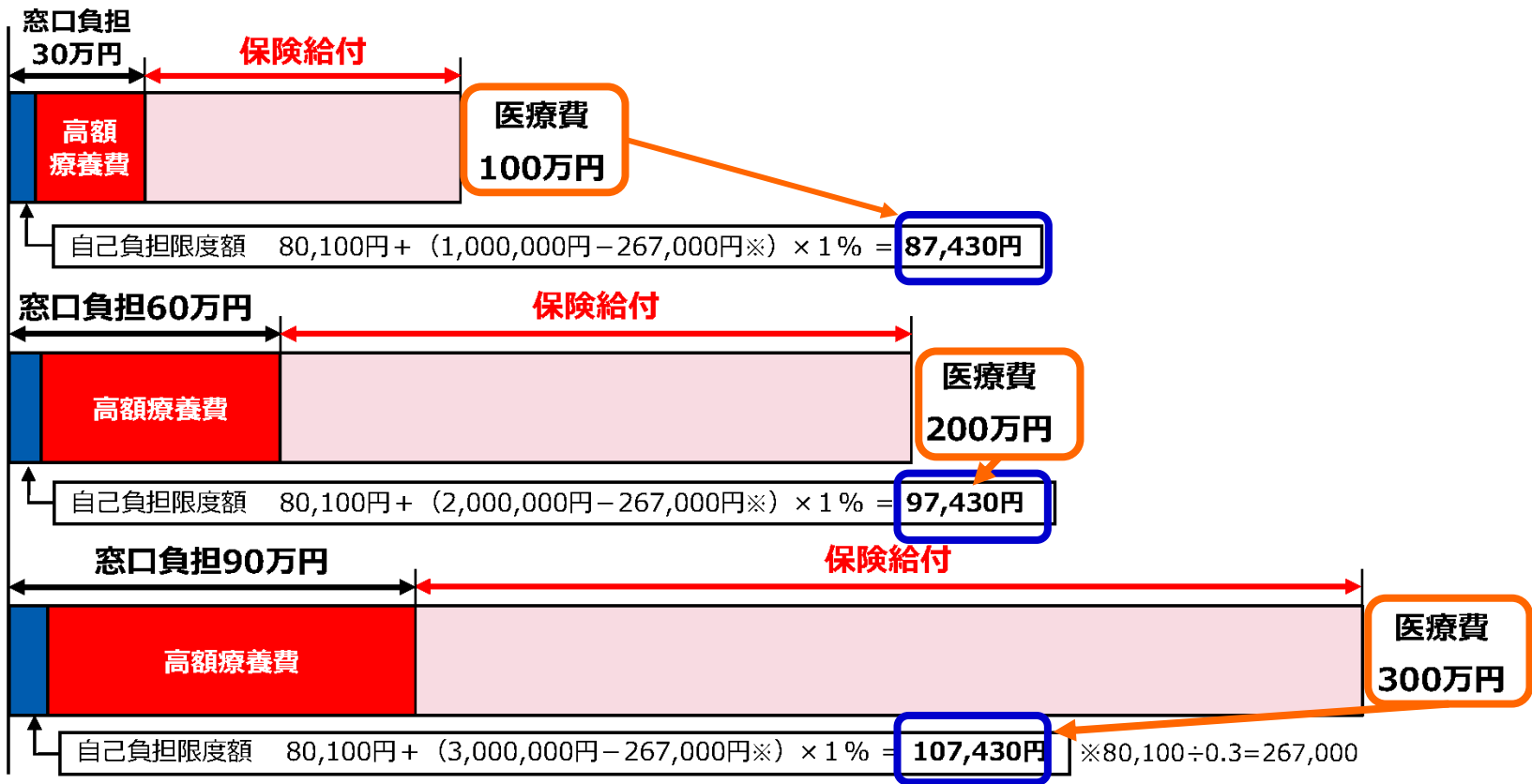
- それぞれの年齢層における一部負担（自己負担）割合は、以下のとおり。
- ・ 75歳以上の者は、1割（現役並み所得者は3割、現役並み所得者以外の一定所得以上の者は2割）。
 - ・ 70歳から74歳までの者は、2割（現役並み所得者は3割。）。
 - ・ 70歳未満の者は3割。6歳（義務教育就学前）未満の者は2割。

	一般所得者等	一定以上 所得者	現役並み 所得者
75歳	1割負担	2割負担	3割負担
70歳	2割負担		3割負担
6歳 (義務教育就学後)	3割負担		
	2割負担		

高額療養費制度の概要

- 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払い(※)される制度。
(※1)入院の場合、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みを導入
(※2)外来でも、平成 24年4月から、同一医療機関で自己負担限度額を超える場合に現物給付化を導入
- 自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定される。

(例) 70歳未満・年収約370万円～約770万円の場合 (3割負担)



説明項目

保険制度・医療制度について

医療費について

眼科の医療費・患者数について

診療報酬制度について

眼科診療にかかる診療報酬について

診療報酬改定について

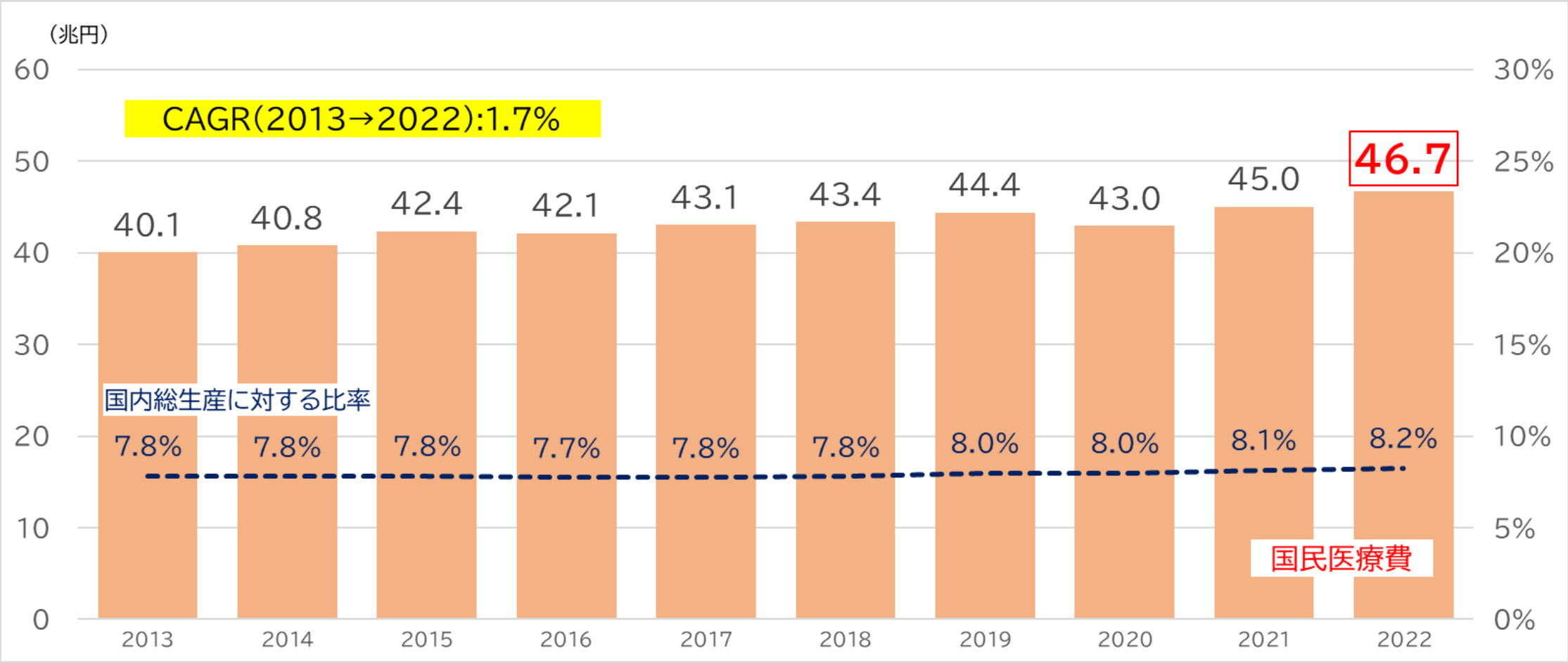
医療機器の保険適用について

おわりに



国民医療費

2022年度の国民医療費は46兆6967億円（約**46.7兆円**）
前年に比べ1兆6608億円増加



*CAGR:Compound annual growth rate 年平均成長率

*出典:「国民医療費の概況」



医療費の伸び率の要因

医療費の伸びの要因は「**高齢化の影響**」「**その他**」で、特に「**医療の高度化**」による影響が大きいと言われている。

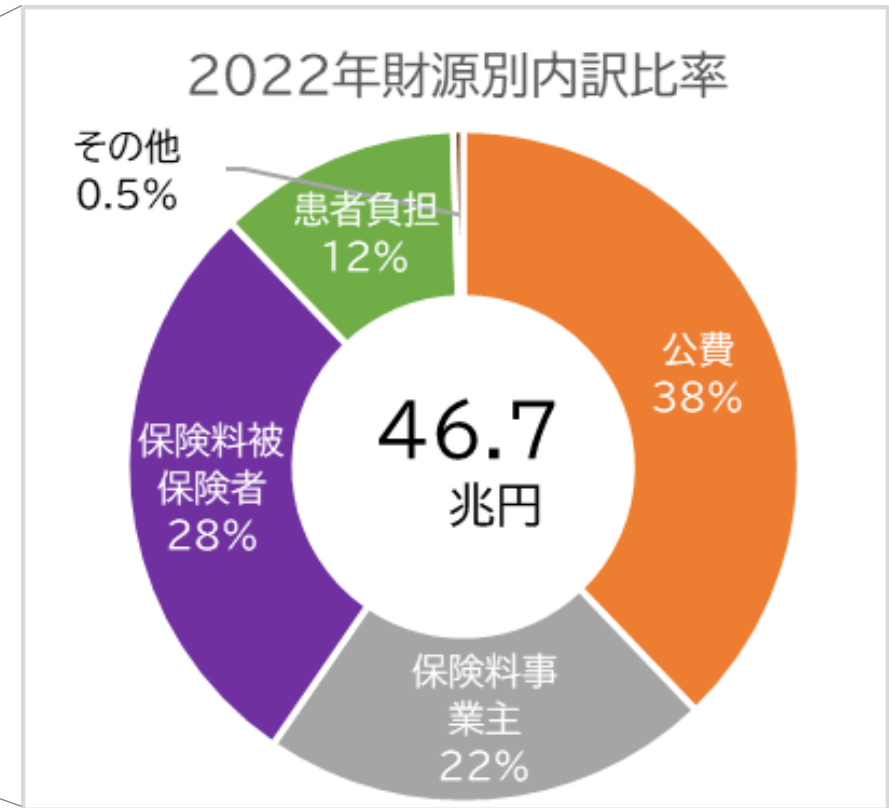
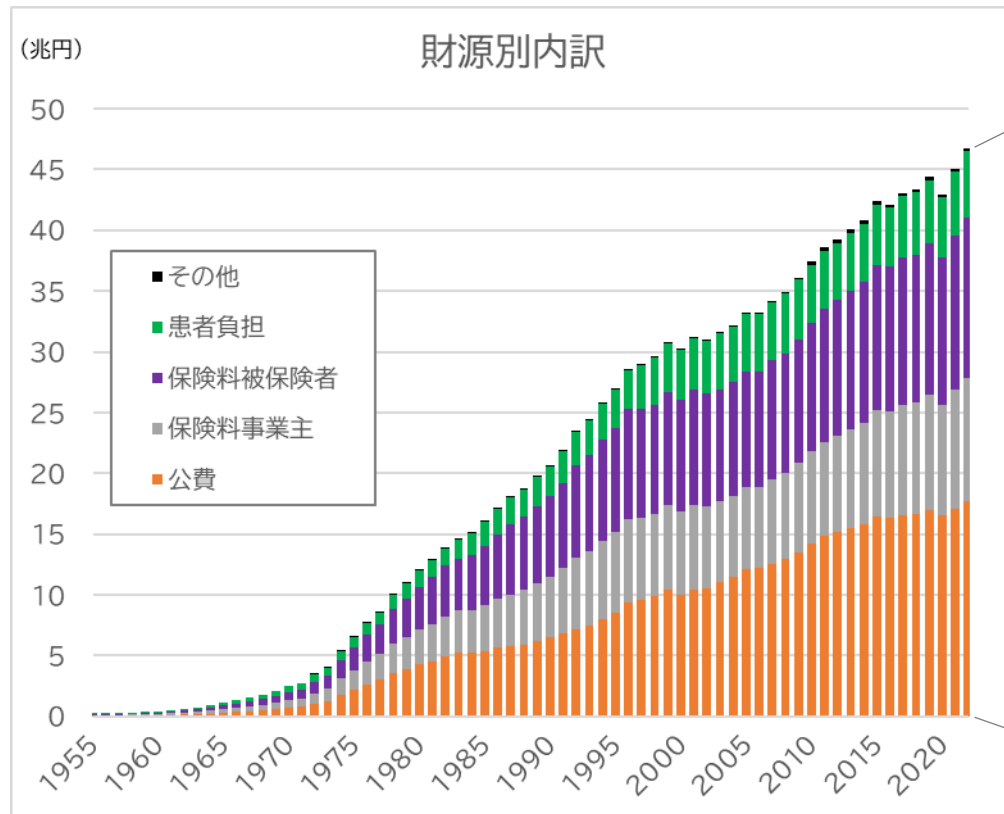
	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
医療費の伸び率 ①	2.2%	1.9%	3.8%	▲0.5%	2.2%	0.8%	2.3%	▲3.2%	4.8%	4.0% (注1)
人口増の影響 ②	▲0.2%	▲0.2%	▲0.1%	▲0.1%	▲0.2%	▲0.2%	▲0.2%	▲0.3%	▲0.5%	▲0.4%
高齢化の影響 ③	1.3%	1.2%	1.0%	1.0%	1.2%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	0.9% (注2)
診療報酬改定等 ④		0.1%		▲1.33%		▲1.19%	▲0.07%	▲0.46%	▲0.9%	▲0.94%
その他 (①-②-③-④) ・医療の高度化 ・患者負担の見直し	1.1%	0.7%	2.9%	▲0.1%	1.2%	1.1%	1.6%	▲3.5%	5.1%	4.5%

注1:医療費の伸び率は、令和3 年度までは国民医療費の伸び率、令和4年度は概算医療費(審査支払機関で審査した医療費の伸び率(上表の斜体字、速報値であり、医療保険と公費負担医療の合計である。
注2:令和4年度の高齢化の影響は、令和3年度の年齢別 1人当たり医療費と令和3年度、4年度の年齢別人口からの推計値 である。



国民医療費の財源別内訳の推移

2022年の医療費を財源別にみると公費が17.7兆円と最も多く、全体の38%を占める。
医療費の増加とともに公費金額も伸長。

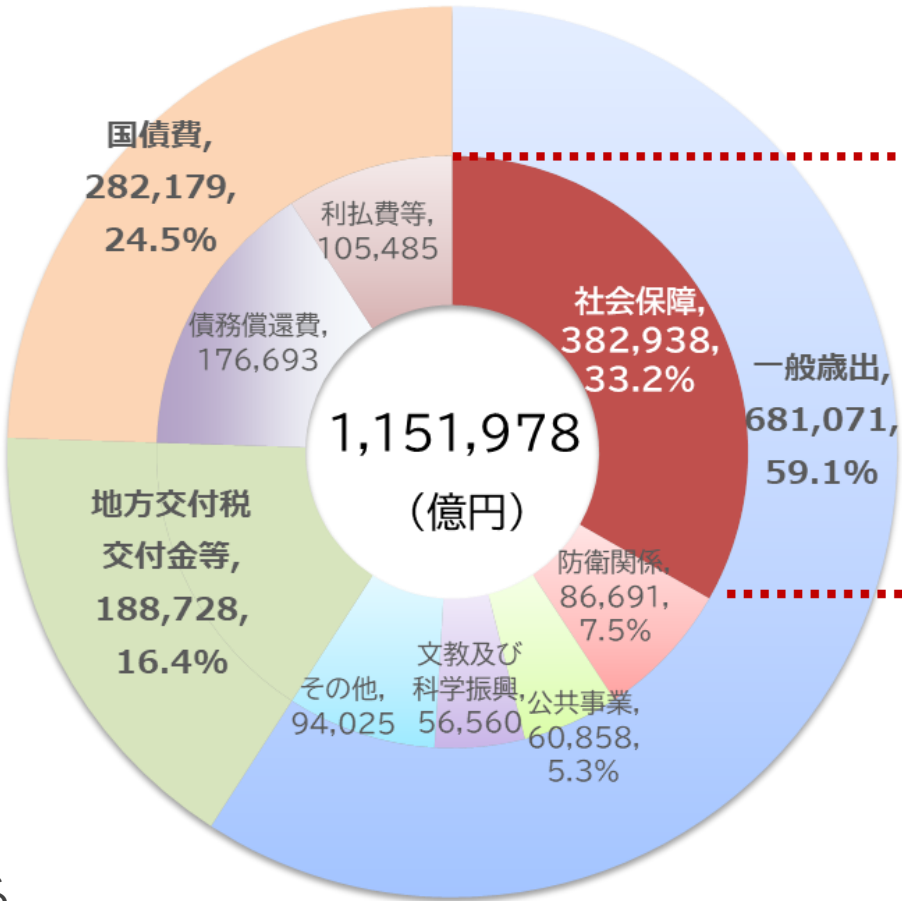


2025(令和7)年度 予算

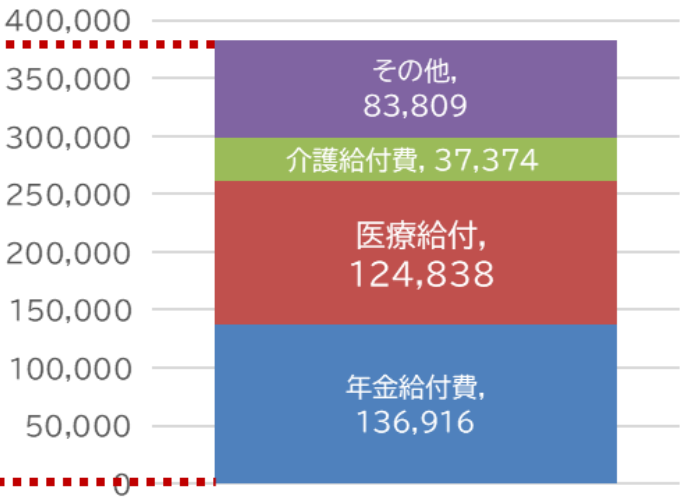
25年度予算の一般会計歳出総額は**115兆1978億円**。
過去最大規模。3年連続で110兆円超。

「**社会保障費**」は、**38兆2938億円**で歳出総額の**33.2%**。
うち「**医療給付**」は**12兆4838億円**(歳出総額の**10.8%**)。

2025年度予算 一般会計歳出

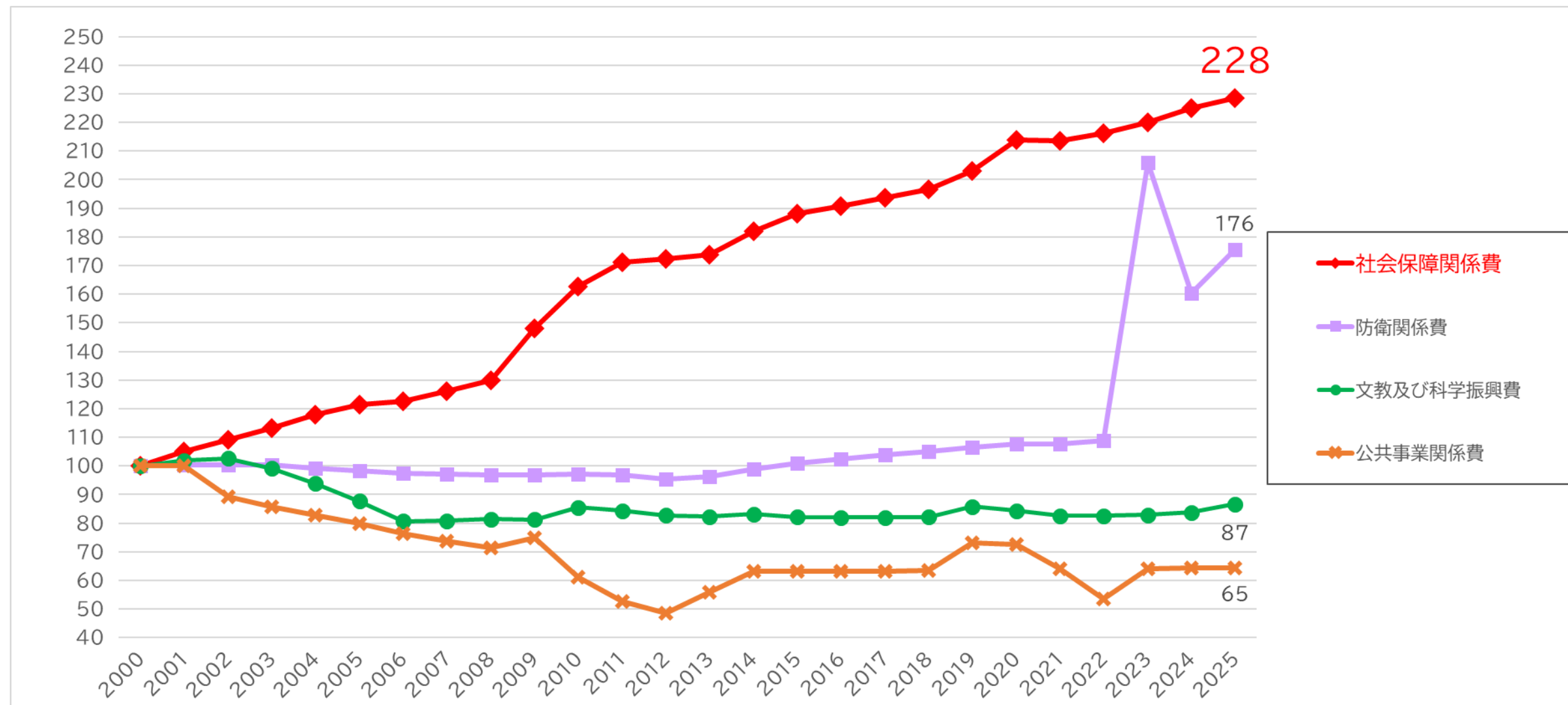


(億円) 社会保障費内訳



一般歳出に占める項目別指数推移

2000年を100とした場合の指数



説明項目

保険制度・医療制度について

医療費について

眼科の医療費・患者数について

診療報酬制度について

眼科診療にかかる診療報酬について

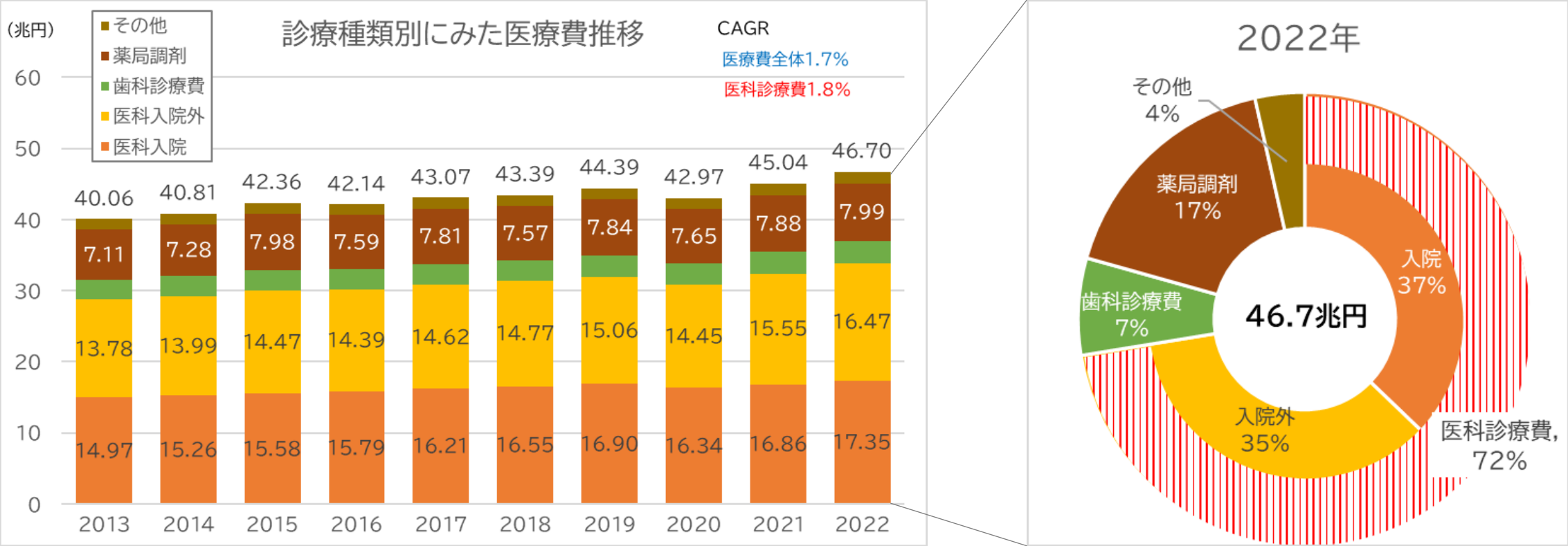
診療報酬改定について

医療機器の保険適用について

おわりに

診療種類別 医療費の動向

2022年の医療費(46.7兆円)のうち、医科診療費は 33.8兆円 [全体の72%]

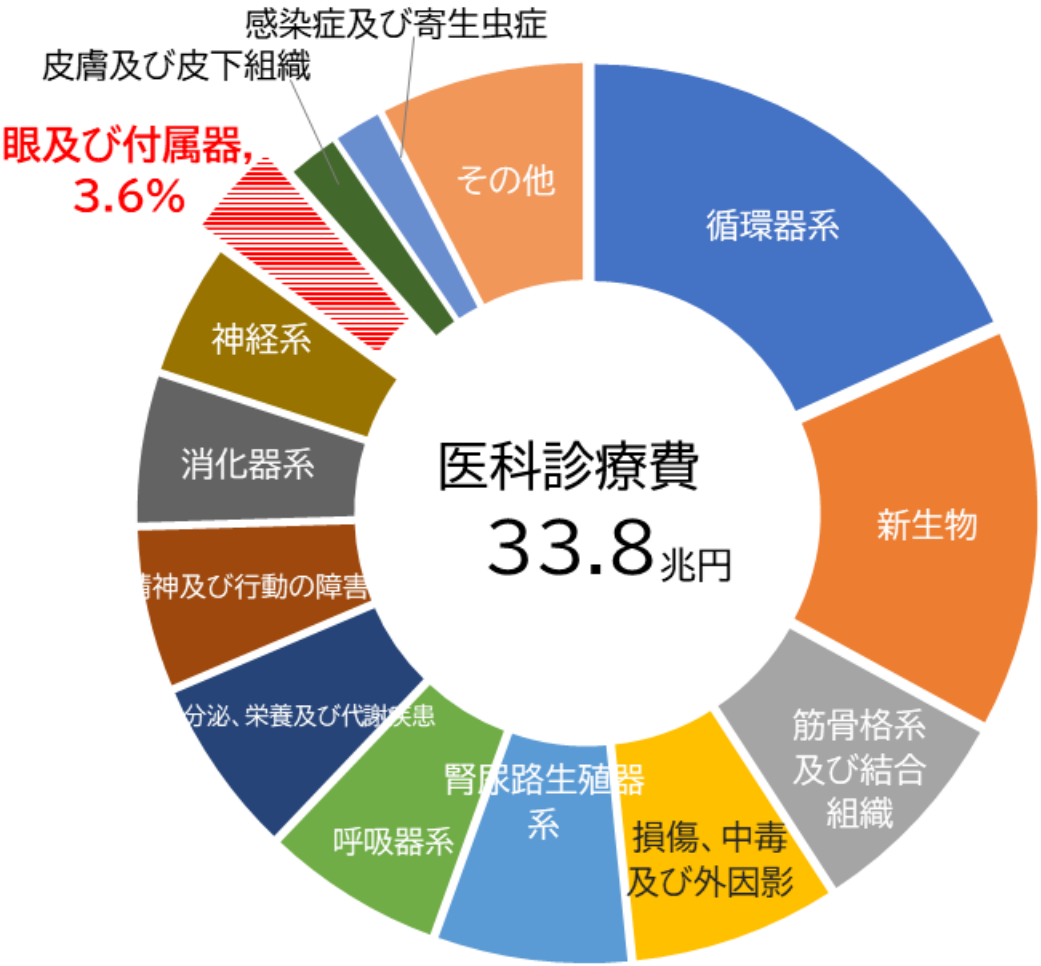




傷病区分別 医療費 2022年

2022年の眼及び付属器の疾患に対する医療費は
1兆2192億円(約1.2兆円)
[医科診療費の 3.6%]

	2022年
循環器系	6.17
新生物	4.97
筋骨格系及び結合組織	2.67
損傷、中毒及び外因影響	2.57
腎尿路生殖器系	2.41
呼吸器系	2.22
内分泌、栄養及び代謝疾患	2.20
精神及び行動の障害	2.00
消化器系	1.87
神経系	1.66
眼及び付属器	1.22
皮膚及び皮下組織	0.66
感染症及び寄生虫症	0.63
その他	2.57
合計	33.8
	(兆円)



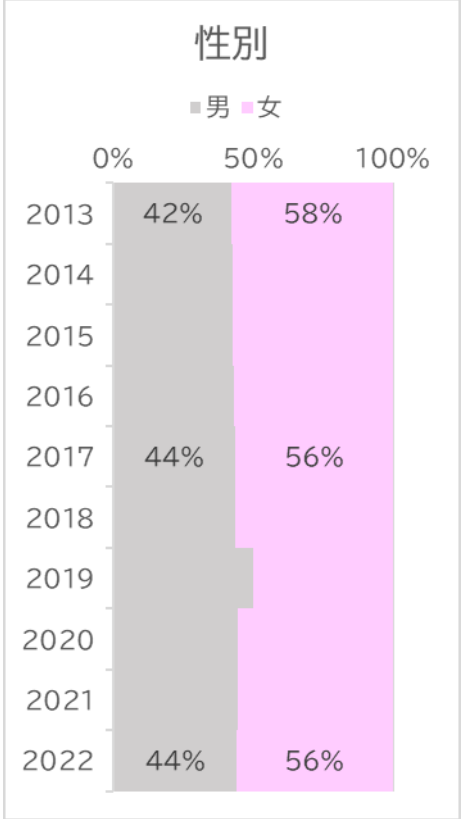
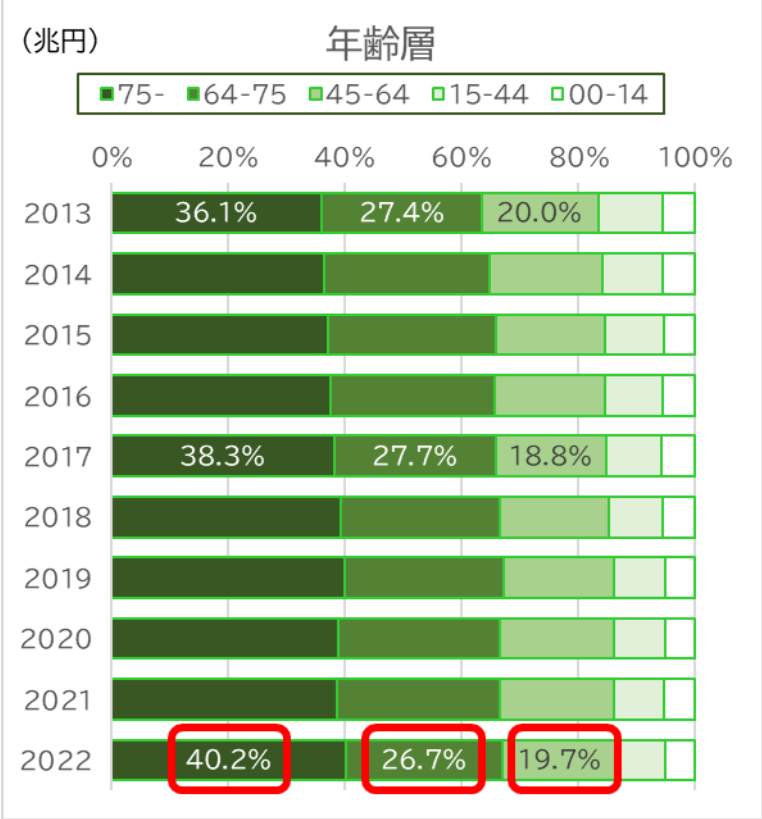
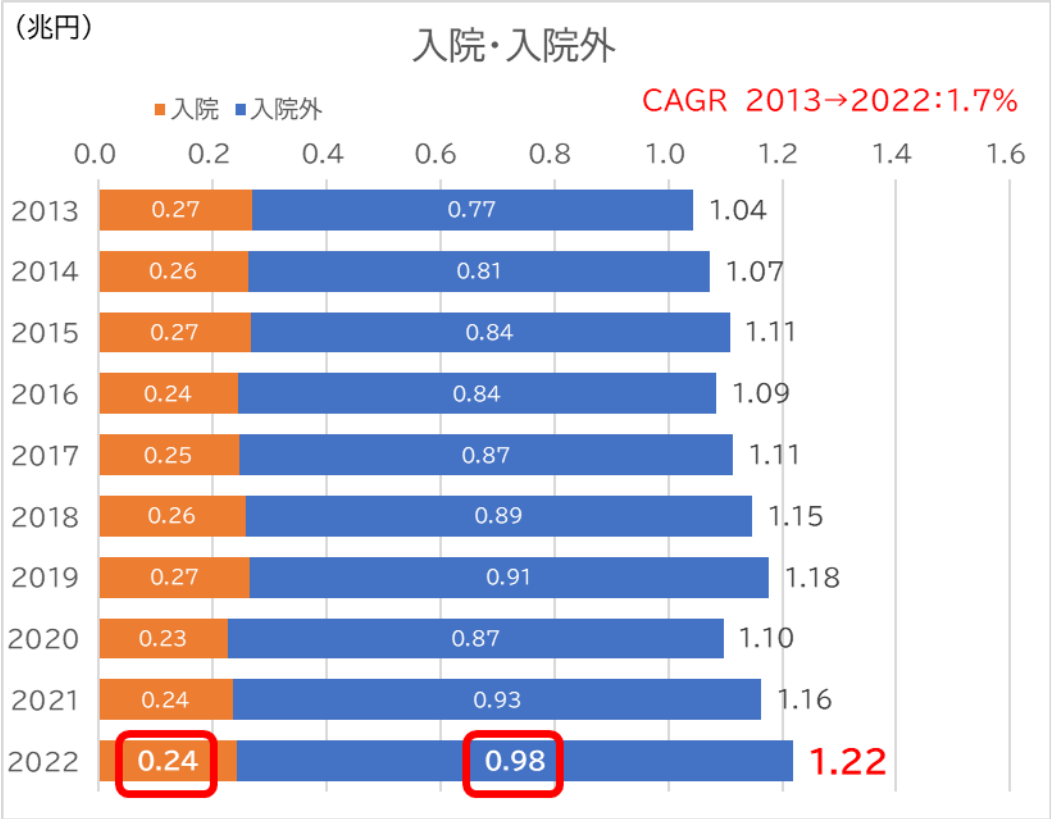
*「眼及び付属器の疾患」を以下「眼疾患」と、「眼及び付属器の疾患に対する医療費」を以下「眼科医療費」と表現します

*出典:「国民医療費の概況」



眼科医療費について

2022年の眼科医療費は **1兆2192億円(約1.2兆円)** CAGR 1.7%
入院:入院外の比率は **2:8**
年齢層別にみると**75歳以上**が**40%**、**65歳以上**が**67%**、40歳以上が87%
男女比をみると 女性比率が56%

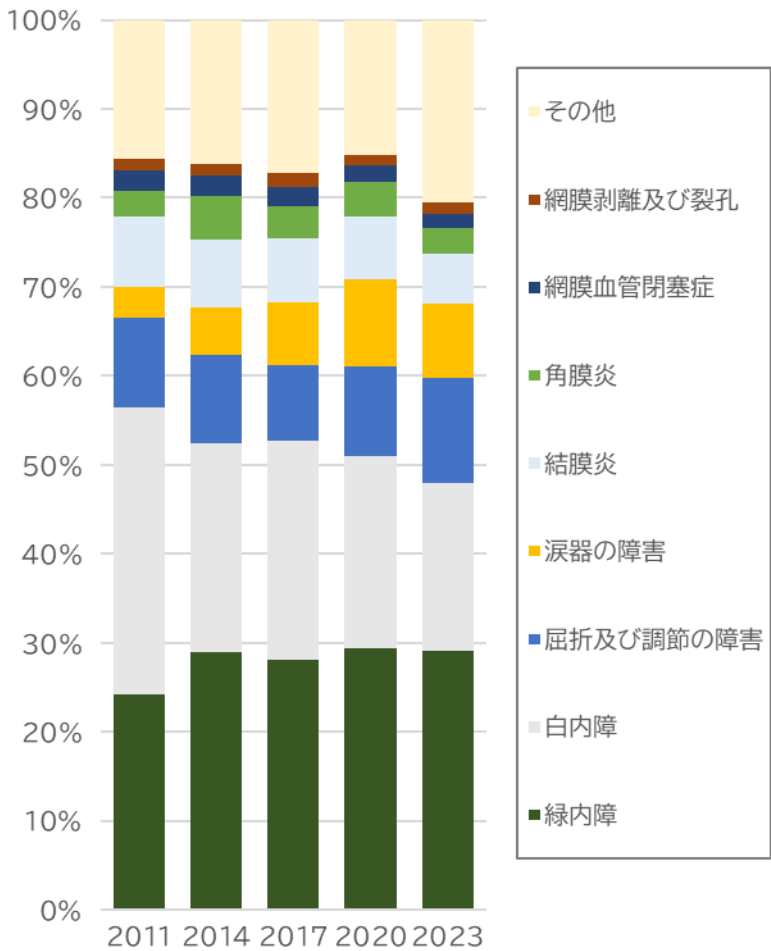
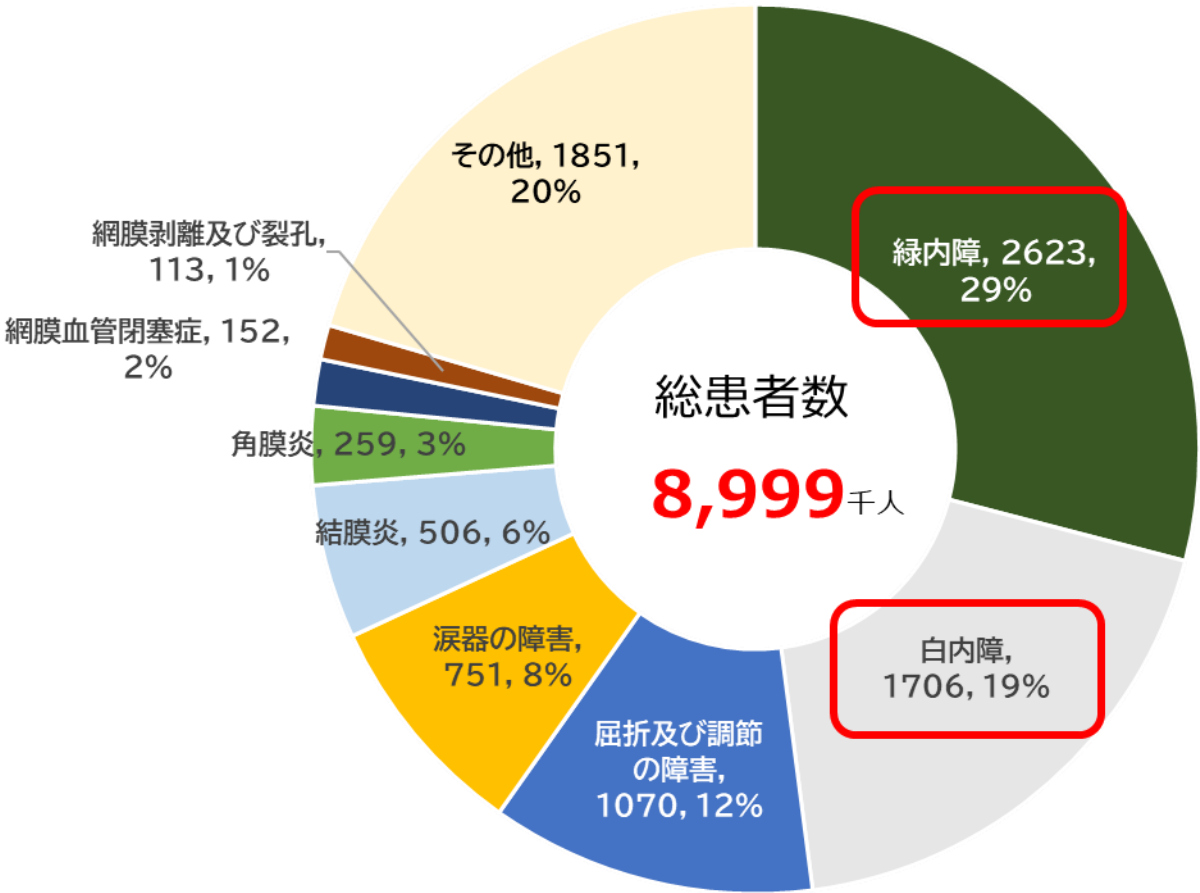


* 出典:「国民医療費の概況」



患者数（眼疾患）

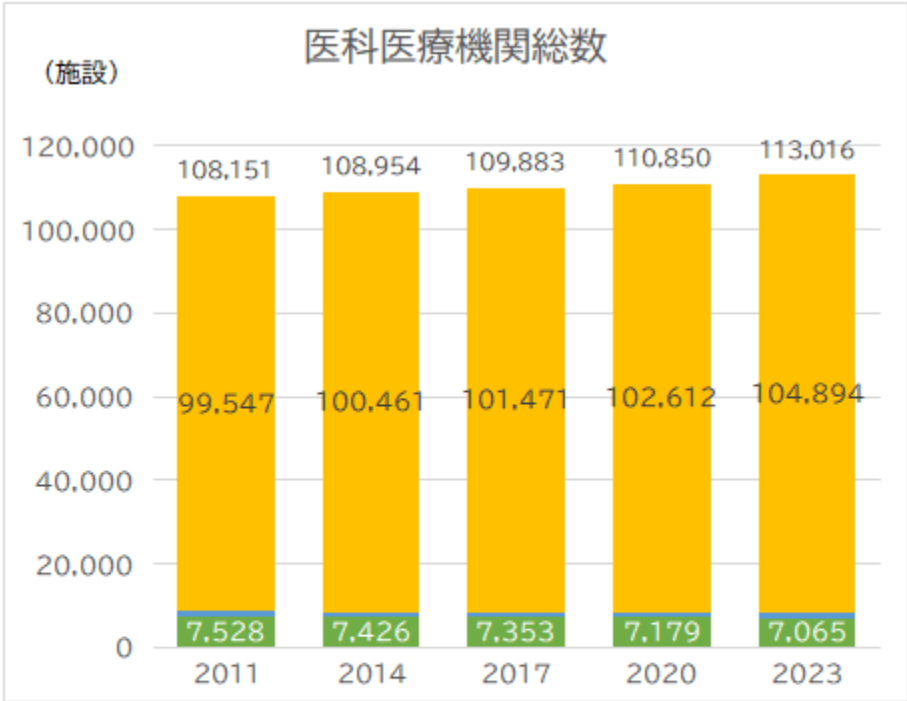
傷病分類別に眼疾患を見ると**緑内障**が**最多**で**29%**、次いで**白内障**の**19%**



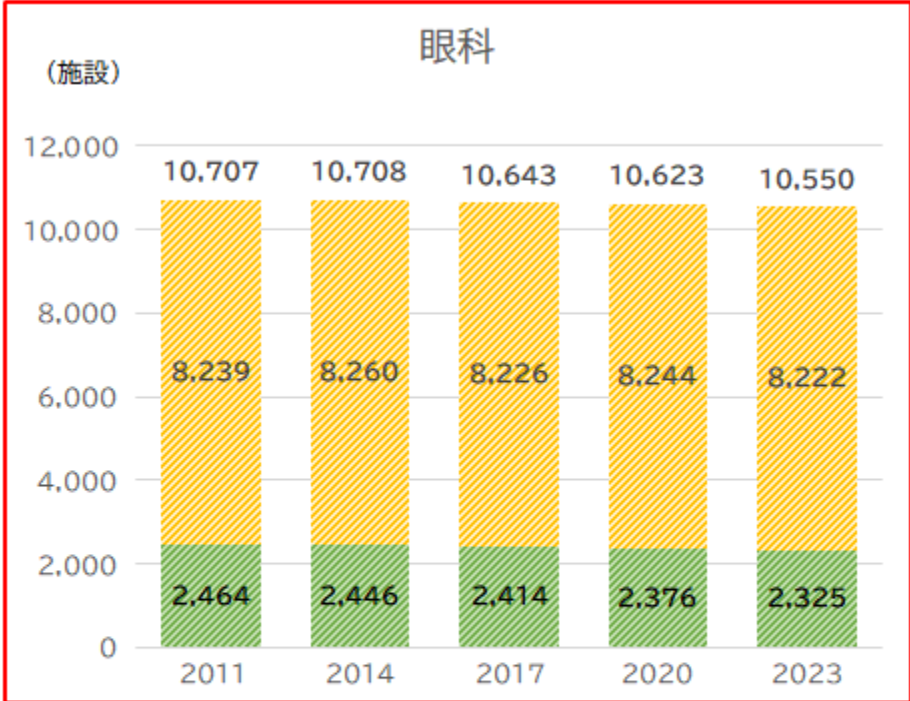
医療機関数



眼科医療機関数は	10,550施設	(全医療機関の 約9%)
うち 一般病院	2,325施設	(全一般病院の約33%)
うち 診療所	8,222施設	(全診療所の 約8%)



医科医療機関総数	
一般病院	7,065
精神科病院	1,057
診療所	104,894
計	113,016
CAGR	0.4%



眼科	
一般病院	2,325
診療所	8,222
計	10,550
CAGR	▲0.1%

説明項目

保険制度・医療制度について

医療費について

眼科の医療費・患者数について

診療報酬制度について

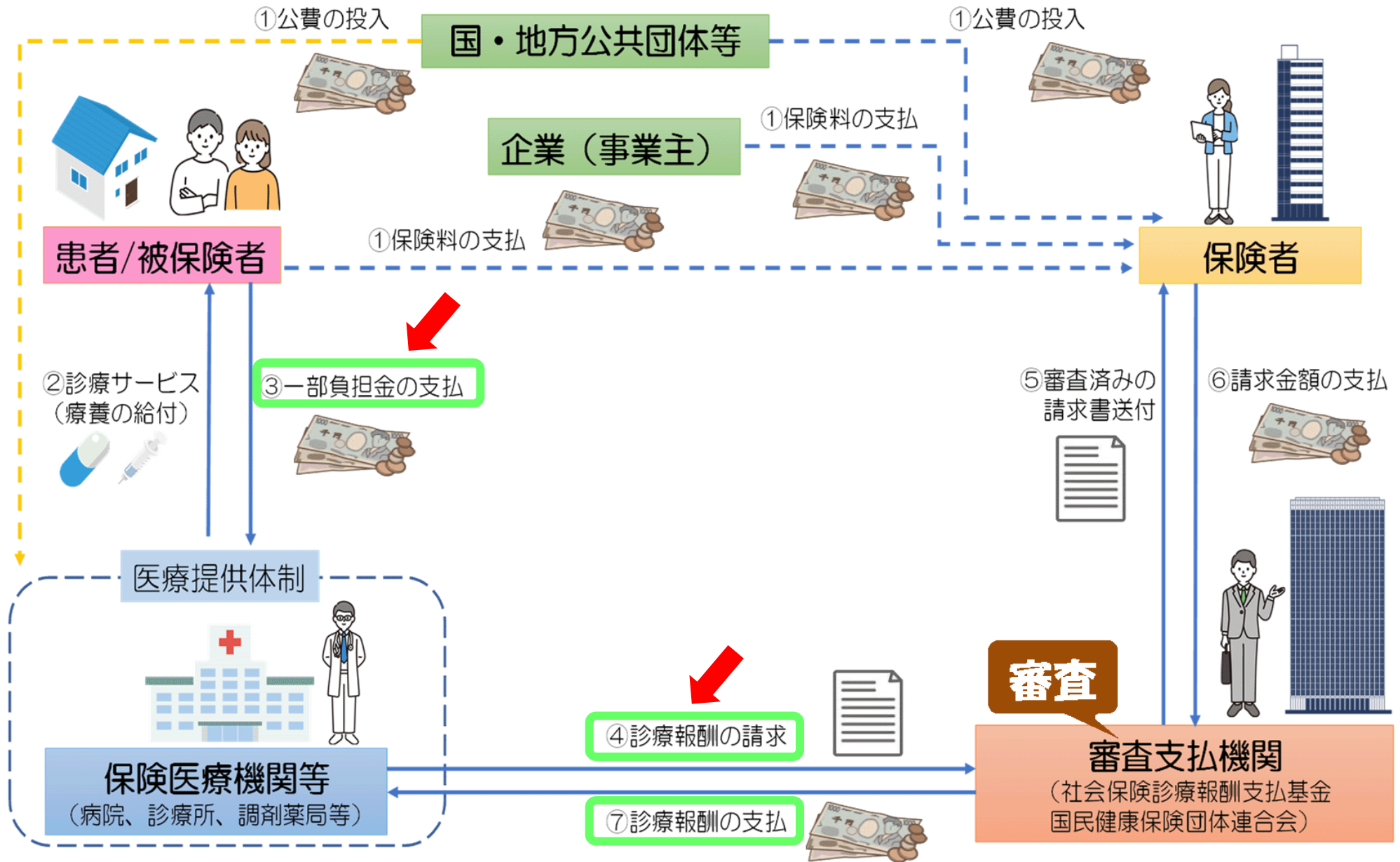
眼科診療にかかる診療報酬について

診療報酬改定について

医療機器の保険適用について

おわりに

医療保険制度



診療報酬制度について



(1) 診療報酬

- 診療報酬とは、保険医療機関及び保険薬局が保険医療サービスに対する対価として保険者から受け取る報酬
- 厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会(中医協)の議論を踏まえ決定(大臣告示)

(2) 診療報酬の内容

診療報酬 { 技術サービスの評価
物の価格評価 (医薬品 … 薬価基準)
(特定保険医療材料… 材料価格基準)

- 診療報酬点数表では、個々の技術、サービスを点数化(1点10円)して評価
※点数表の種類:医科、歯科、調剤

診療報酬点数表

第1章 基本診療料
第1部 初・再診療
第1節 初診療
第2節 再診療
第2部 入院料等
第1節 入院基本料
第2節 入院基本料等加算
第3節 特定入院料
第4節 短期滞在手術等基本料
第2章 特掲診療料
第1部 医学管理等
第1節 医学管理料等
第2節 削除
第3節 特定保険医療材料料
第2部 在宅医療
第1節 在宅患者診療・指導料
第2節 在宅療養指導管理料
第1款 在宅療養指導管理料
第2款 在宅療養指導管理材料加算
第3節 薬剤料
第4節 特定保険医療材料料
第3部 検査
第1節 検体検査料
第1款 検体検査実施料
(尿・糞便等検査)
(血液学的検査)
(生化学的検査(Ⅰ))
(生化学的検査(Ⅱ))
(免疫学的検査)
(基本的検体検査実施料)
第2款 検体検査判断料
第2節 削除
第3節 生体検査料
(呼吸循環機能検査等)
(超音波検査等)
(監視装置による諸検査)
(脳波検査等)
(神経・筋検査)
(耳鼻咽喉科学の検査)
(眼科学的検査)
(皮膚科学的検査)
(臨床心理・神経心理検査)
(負荷試験等)
(ラジオアイソトープを用いた諸検査)
(内視鏡検査)
第4節 診断穿刺・検体採取料
第5節 薬剤料
第6節 特定保険医療材料料

第4部 画像診断
第1節 エックス線診断料
第2節 核医学診断料
第3節 コンピューター断層撮影診断料
第4節 薬剤料
第5節 特定保険医療材料料
第5部 投薬
第1節 調剤料
第2節 処方料
第3節 薬剤料
第4節 特定保険医療材料料
第5節 処方箋料
第6節 調剤技術基本料
第6部 注射
第1節 注射料
第1款 注射実施料
第2款 無菌製剤処理料
第2節 薬剤料
第3節 特定保険医療材料料
第7部 リハビリテーション
第1節 リハビリテーション料
第2節 薬剤料
第8部 精神科専門療法
第1節 精神科専門療法料
第2節 薬剤料
第9部 処置
第1節 処置料
(一般処置)
(救急処置)
(皮膚科処置)
(泌尿器科処置)
(産婦人科処置)
(眼科処置)
(耳鼻咽喉科処置)
(整形外科的処置)
(栄養処置)
(ギプス)
第2節 処置医療機器等加算
第3節 薬剤料
第4節 特定保険医療材料料
第10部 手術
第1節 手術料
第1款 皮膚・皮下組織
(皮膚、皮下組織)
(形成)
第2款 筋骨格系・四肢・体幹
(筋膜、筋、腱鞘)
(四肢骨)

(四肢関節、靱帯)
(四肢切断、離断、再接合)
(手、足)
(脊柱、骨盤)
第3款 神経系・頭蓋
(頭蓋、脳)
(脊髓、末梢神経、交感神経)
第4款 眼
(涙道)
(眼瞼)
(結膜)
(眼窩、涙腺)
(眼球、眼筋)
(角膜、強膜)
(ぶどう膜)
(眼房、網膜)
(水晶体、硝子体)
第5款 耳鼻咽喉
(外耳)
(中耳)
(内耳)
(鼻)
(副鼻腔)
(咽頭、扁桃)
(喉頭、気管)
第6款 顔面・口腔・頸部
(歯、歯肉、歯槽部、口蓋)
(口腔前庭、口腔底、頬粘膜、舌)
(顔面)
(顔面骨、顎関節)
(唾液腺)
(甲状腺、副甲状腺(上皮小体))
(その他の頸部)
第7款 胸部
(乳腺)
(胸壁)
(胸腔、胸膜)
(縦隔)
(気管支、肺)
(食道)
(横隔膜)
第8款 心・脈管
(心、心膜、肺動静脈、冠血管等)
(動脈)
(静脈)
(リンパ管、リンパ節)
第9款 腹部
(腹壁、ヘルニア)

(腹膜、後腹膜、腸間膜、網膜)
(胃、十二指腸)
(胆嚢、胆道)
(肝)
(脾)
(脾)
(空腸、回腸、盲腸、虫垂、結腸)
(直腸)
(肛門、その周辺)
第10款 尿路系・副腎
(副腎)
(腎、腎盂)
(尿管)
(膀胱)
(尿道)
第11款 性器
(陰茎)
(陰嚢、精巣、精巣上体、精管、精索)
(精嚢、前立腺)
(外陰、会陰)
(腔)
(子宮)
(子宮付属器)
(産科手術)
(その他)
第12款 削除
第13款 手術等管理料
第2節 輸血料
第3節 手術医療機器等加算
第4節 薬剤料
第5節 特定保険医療材料料
第11部 麻酔
第1節 麻酔料
第2節 神経ブロック料
第3節 薬剤料
第4節 特定保険医療材料料
第12部 放射線治療
第1節 放射線治療管理・実施料
第2節 特定保険医療材料料
第13部 病理診断
第1節 病理標本作製料
第2節 病理診断・判断料
第14部 その他
第1節 看護職員処遇改善評価料
第2節 ベースアップ評価料
第3章 介護老人保健施設入所者に係る診療料
第1部 併設保険医療機関の療養に関する事項
第2部 併設保険医療機関以外の保険医療機関の療養に関する事項
第4章 経過措置

○厚生労働省告示第五十七号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項(同法第四百九条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定に基づき、診療報酬の算定方法の一部を改正する告示を次のように定める。
令和六年二月五日

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示
(診療報酬の算定方法の一部改正)

第一条 診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 武見 敬二

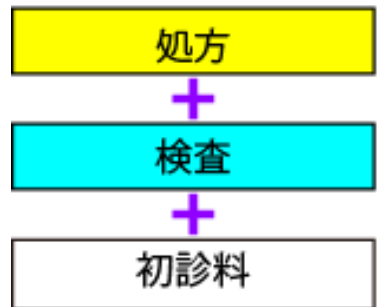
厚生労働省 告示



診療報酬のいろいろ 1

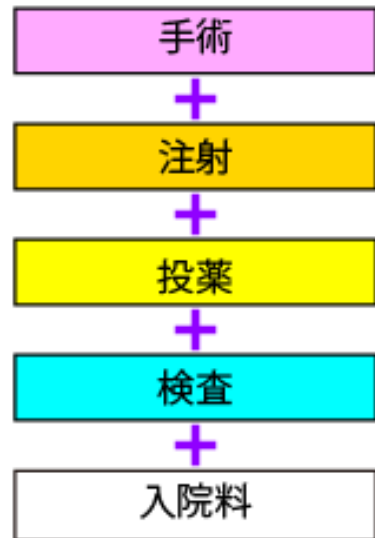
積み上げ（出来高払い）

外来診療の例



or

入院手術の例



包括払い（まるめ）



例 A400 短期滞在手術等基本料 3
ホ K282 水晶体再建術 1
1 眼内レンズを挿入する場合
□ その他のもの（片側）

例 A400 短期滞在手術等基本料
2 短期滞在手術等基本料3
エ K282 水晶体再建術
1 眼内レンズを挿入する場合
□ その他のもの（片側）



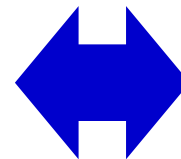
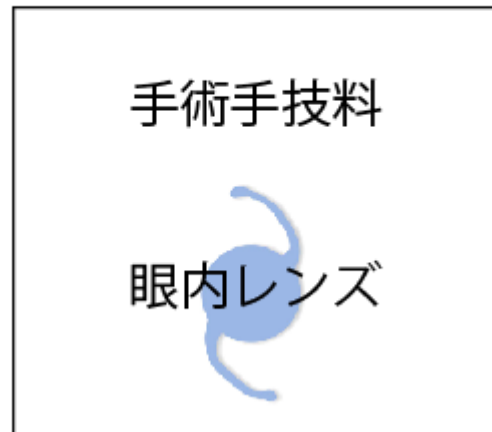


診療報酬のいろいろ 2

処置や手術等で使用する保険医療材料の費用について、2種類ある

技術料に含まれるもの

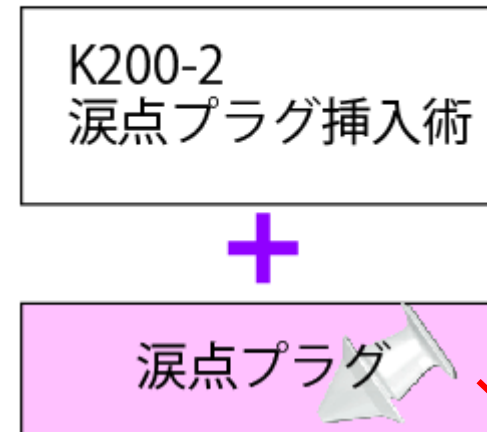
例 K282 水晶体再建術
1 眼内レンズを挿入する場合



技術料と合算して算定できるもの

(医療材料費用として別に請求できる)

例 涙点プラグ挿入



特定保険医療材料

- *別に厚生労働大臣が定める保険医療材料
- *2年毎に価格見直し
(外国価格との差、収載後経過年数・・・引き下げ方向)

保険外診療について1



いわゆる「混合診療」について 混合診療(保険診療と保険外診療の併用)

保険で認められている治療法 + 保険で認められていない治療法

〇〇療法

〇〇療法



保険診療と保険外診療の併用は原則として禁止しており、
全体について、自由診療として整理される。

基本的考え方

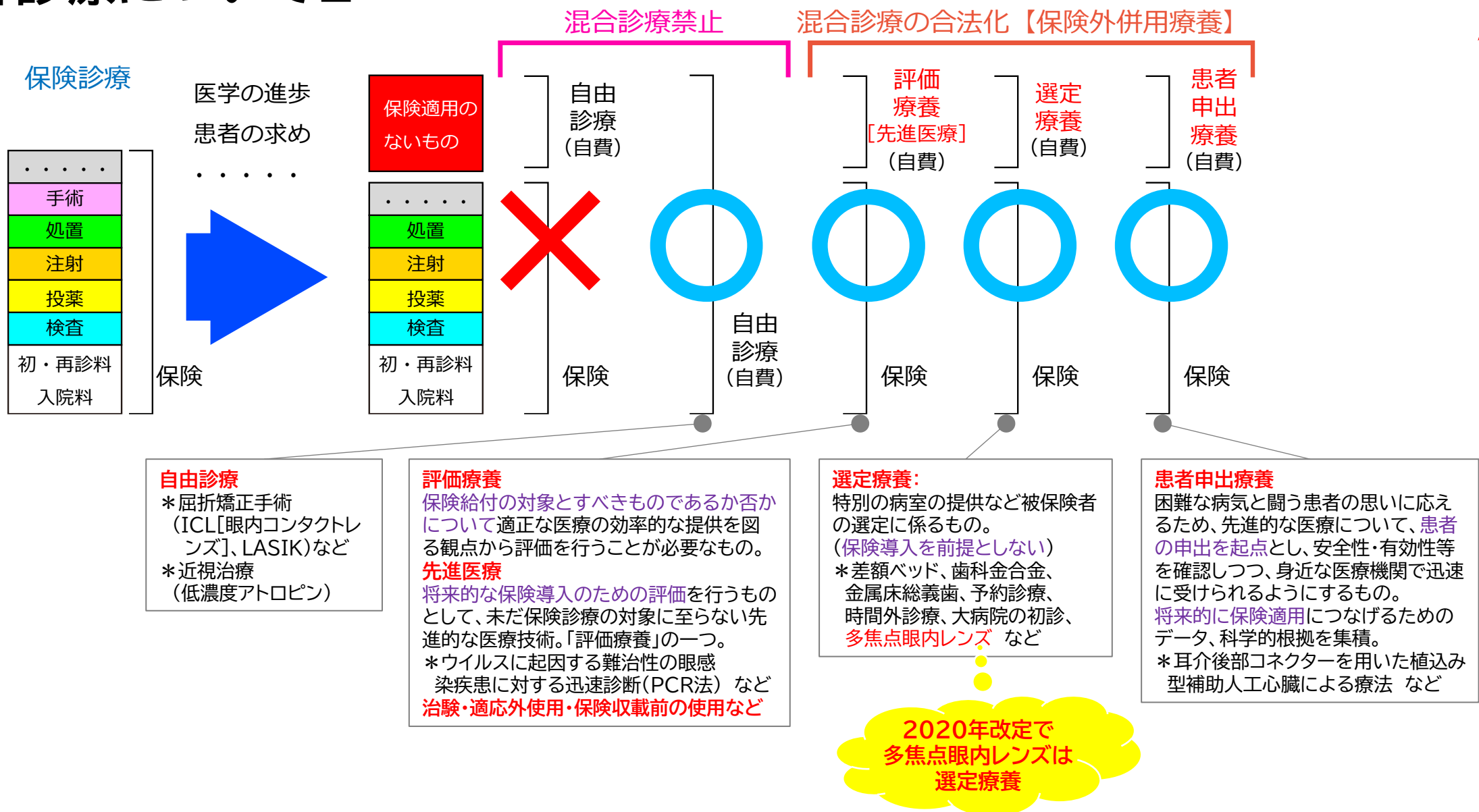
いわゆる「混合診療」を無制限に導入した場合・・・

- 本来は、保険診療により一定の自己負担額において必要な医療が提供されるにもかかわらず、患者に対して保険外の負担を求めることが一般化
→ 患者の負担が不当に拡大するおそれ
- 安全性、有効性等が確認されていない医療が保険診療と併せ実施されてしまう
→ 科学的根拠のない特殊な医療の実施を助長するおそれ

一定のルールの
設定が不可欠



保険外診療について2



領 収 証

患者番号	氏 名
4126	鈴木 A 様

請 求 期 間 (入院の場合)
2025年7月1日 ~ 年 月 日

受診科	入・外	領収書No.	発 行 日	費 用 区 分	負担割合	本・家	区 分
眼科	外来	20250701-007	2025年7月1日		3割	本人	

保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬
	76 点	点	点	点	1,003 点	点	60 点
	注 射	リハビリテーション	精神科専門療法	処 置	手 術	麻 酔	放射線治療
	点	点	点	点	点	点	点
	病理診断	診断群分類 (D P C)	食事療養	生活療養			
	点	点	円	円			

保険外 負 担	評価療養・選定療養	その他
	(内訳)	(内訳)

	保 険	保 険 (食事・生活)	保険外負担
合 計	11,390 円	円	円
負担額	3,420 円	円	円
領収額 合 計	3,420 円		

※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

東京都中央区日本橋室町×一×一×
三越前〇〇眼科

領収印

説明項目

保険制度・医療制度について

医療費について

眼科の医療費・患者数について

診療報酬制度について

眼科診療にかかる診療報酬について

診療報酬改定について

医療機器の保険適用について

おわりに

眼科学的検査 の点数

色付きのものは
2024年改定で
新設、増点、減点
されたもの

区分	点数
D255 精密眼底検査(片側)	56
D255-2 汎網膜硝子体検査(片側)	150
D256 眼底カメラ撮影	
1 通常の方法の場合	
イ アナログ撮影	54
ロ デジタル撮影	58
2 蛍光眼底法の場合	400
3 自発蛍光撮影法の場合	510
注1 フィルム代	
注2 広角眼底撮影加算	100
D256-2 眼底三次元画像解析	190
D256-3 光干渉断層血管撮影	400
D257 細隙灯顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)	110
注 フィルム代	
通知 生体染色使用再検査	48
D258 網膜電位図(ERG)	230
D258-2 網膜機能精密電気生理検査(多局所網膜電位図)	500
D258-3 黄斑局所網膜電図、全視野精密網膜電図	800
D259 精密視野検査(片側)	38
D260 量的視野検査(片側)	
1 動的量的視野検査	195
2 静的量的視野検査	290
D261 屈折検査	
1 6歳未満の場合	69
注 小児矯正視力検査加算	35
通知 散瞳剤又は調節麻痺剤の使用	69
2 1以外の場合	69
通知 散瞳剤又は調節麻痺剤の使用	69
D262 調節検査	70
通知 負荷調節	70
D263 矯正視力検査	
1 眼鏡処方箋の交付を行う場合	69
2 1以外の場合	69
D263-2 コントラスト感度検査	207
D264 精密眼圧測定	82
注 負荷測定加算	55

区分	点数
D265 角膜曲率半径計測	84
D265-2 角膜形状解析検査	105
D266 光覚検査	42
D267 色覚検査	
1 アノマロスコープ又は色相配列検査を行った場合	70
2 1以外の場合	48
D268 眼筋機能精密検査及び輻輳検査	48
D269 眼球突出度測定	38
D269-2 光学的眼軸長測定	150
D270 削除	
D270-2 ロービジョン検査判断料	250
D271 角膜知覚計検査	38
D272 両眼視機能精密検査、立体視検査(三杆法又はステレオテスト法による)、網膜対応検査(残像法又はバゴリニ線)	48
D273 細隙灯顕微鏡検査(前眼部)	48
注 フィルム代	
通知 生体染色使用再検査	48
D274 前房隅角検査	38
D274-2 前眼部三次元画像解析	265
D275 圧迫隅角検査	76
D275-2 前房水漏出検査	149
D277 涙液分泌機能検査、涙管通水・通色素検査	38
D277-2 涙道内視鏡検査	640
D278 眼球電位図(EOG)	280
D279 角膜内皮細胞顕微鏡検査	160
D280 レーザー前房蛋白細胞数検査	160
D281 瞳孔機能検査(電子瞳孔計使用)	160
D282 中心フリッカー試験	38
D282-2 行動観察による視力検査	
1 PL(Preferential Looking)法	100
2 乳幼児視力測定(テラーカード等によるもの)	60
D282-3 コンタクトレンズ検査料	
1 コンタクトレンズ検査料1	200
2 コンタクトレンズ検査料2	180
3 コンタクトレンズ検査料3	56
4 コンタクトレンズ検査料4	50

眼科に関する
リハビリ
処置
注射
の点数

区分		点数
リハビリテーション		
H005	視能訓練(1日につき)	
	1 斜視視能訓練	135
	2 弱視視能訓練	135
処置(眼科処置)		
J086	眼処置	25
J086-2	義眼処置	25
J087	前房穿刺又は注射(前房内注入を含む。)	180
J088	霰粒腫の穿刺	45
J089	睫毛拔去	
	1 少数の場合	25
	2 多数の場合	45
J090	結膜異物除去(1眼瞼ごと)	100
J091	鼻涙管ブジー法	45
J091-2	鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄	45
J092	涙嚢ブジー法(洗浄を含む。)	54
J093	強膜マッサージ	150
注射		
G012	結膜下注射	42
G012-2	自家血清の眼球注射	27
G013	角膜内注射	35
G014	球後注射	80
G015	テノン氏嚢内注射	80
G016	硝子体内注射	600
	未熟児加算	600
G018	外眼筋注射(ボツリヌス毒素によるもの)	1,500

色付きのものは
2024年改定で
新設、増点、減点
されたもの

眼科手術
の点数 1

色付きのものは
2024年改定で
新設、増点、減点
されたもの

区分	点数
(涙道)	
K199 涙点、涙小管形成術	660
K200 涙嚢切開術	830
K200-2 涙点プラグ挿入術、涙点閉鎖術	760
K201 先天性鼻涙管閉塞開放術	3,720
K202 涙管チューブ挿入術	
1 涙道内視鏡を用いるもの	2,350
2 その他のもの	1,810
K203 涙嚢摘出術	4,590
K204 涙嚢鼻腔吻合術	23,490
K205 涙嚢嚢管閉鎖術	3,720
K206 涙小管形成手術	16,730
(眼瞼)	
K207 瞼縁縫合術(瞼板縫合術を含む。)	1,580
K208 麦粒腫切開術	410
K209 眼瞼膿瘍切開術	570
K209-2 外眥切開術	570
K211 睫毛電気分解術(毛根破壊)	560
K212 兎眼矯正術	6,700
K213 マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術	440
K214 霰粒腫摘出術	700
K215 瞼板切除術(巨大霰粒腫摘出)	1,730
K215-2 眼瞼結膜腫瘍手術	5,140
K216 眼瞼結膜悪性腫瘍手術	11,900
K217 眼瞼内反症手術	
1 縫合法	1,990
2 皮膚切開法	2,590
3 眼瞼下制筋前転法	4,230
K218 眼瞼外反症手術	4,400
K219 眼瞼下垂症手術	
1 眼瞼挙筋前転法	7,200
2 筋膜移植法	18,530
3 その他のもの	6,070
(結膜)	
K220 結膜縫合術	1,410

区分	点数
K221 結膜結石除去術	
1 少数のもの(1眼瞼ごと)	260
2 多数のもの(1眼瞼ごと)	390
K222 結膜下異物除去術	470
K223 結膜嚢形成手術	
1 部分形成	2,250
2 皮膚及び結膜の形成	14,960
3 全部形成(皮膚又は粘膜の移植を含む。)	16,730
K223-2 内眥形成術	16,730
K224 翼状片手術(弁の移植を要するもの)	3,650
K225 結膜腫瘍冷凍凝固術	800
K225-2 結膜腫瘍摘出術	6,290
K225-3 結膜肉芽腫摘除術	800
K225-4 角結膜悪性腫瘍切除術	6,290
(眼窩、涙腺)	
K226 眼窩膿瘍切開術	1,390
K227 眼窩骨折視血的手術(眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)	14,960
K228 眼窩骨折整復術	29,170
K229 眼窩内異物除去術(表在性)	8,240
K230 眼窩内異物除去術(深在性)	
1 視神経周囲、眼窩先端	27,460
2 その他	14,960
K233 眼窩内容除去術	16,980
K234 眼窩内腫瘍摘出術(表在性)	6,770
K235 眼窩内腫瘍摘出術(深在性)	45,230
K236 眼窩悪性腫瘍手術	51,940
K237 眼窩縁形成手術(骨移植によるもの)	19,300
(眼球、眼筋)	
K239 眼球内容除去術	7,040
K241 眼球摘出術	4,220
K242 斜視手術	
1 前転法	4,280
2 後転法	4,200
3 前転法及び後転法の併施	10,970
4 斜筋手術	9,970

眼科手術 の点数 2

区分	点数
5	直筋の前後転法及び斜筋手術の併施
6	調節系法
K243	義眼台包埋術
K244	眼筋移動術
K245	眼球摘出及び組織又は義眼台充填術
(角膜、強膜)	
K246	角膜・強膜縫合術
K248	角膜新生血管手術(冷凍凝固術を含む。)
K248-2	顕微鏡下角膜抜糸術
K249	角膜潰瘍掻爬術、角膜潰瘍焼灼術
K250	角膜切開術
K252	角膜・強膜異物除去術
K254	治療的角膜切除術
1	エキシマレーザーによるもの(角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。)
2	その他のもの
K255	強角膜瘻孔閉鎖術
K256	角膜潰瘍結膜被覆術
K257	角膜表層除去併用結膜被覆術
K259	角膜移植術
注1	レーザー使用加算
注2	内皮移植加算
K259-2	自家培養上皮移植術
K259-3	ヒト羊膜基質使用自家培養口腔粘膜上皮細胞移植術
K260	強膜移植術
K260-2	羊膜移植術
K261	角膜形成手術
(ぶどう膜)	
K265	虹彩腫瘍切除術
K266	毛様体腫瘍切除術、脈絡膜腫瘍切除術
K268	緑内障手術
1	虹彩切除術
2	流出路再建術
イ	眼内法
ロ	その他のもの
3	濾過手術
4	緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのないもの)

区分	点数
5	緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの)
6	水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術
7	濾過胞再建術(needle法)
K269	虹彩整復・瞳孔形成術
K270	虹彩光凝固術
K271	毛様体光凝固術
1	眼内内視鏡を用いるもの
2	その他のもの
K272	毛様体冷凍凝固術
K273	隅角光凝固術
(眼房、網膜)	
K274	前房、虹彩内異物除去術
K275	網膜復位術
K276	網膜光凝固術
1	通常のもの(一連につき)
2	その他特殊なもの(一連につき)
K277	網膜冷凍凝固術
K277-2	黄斑下手術
(水晶体、硝子体)	
K278	硝子体注入・吸引術
K279	硝子体切除術
K280	硝子体茎顕微鏡下離断術
1	網膜付着組織を含むもの
2	その他のもの
K280-2	網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)
K281	増殖性硝子体網膜症手術
K281-2	網膜再建術
K282	水晶体再建術
1	眼内レンズを挿入する場合
イ	縫着レンズを挿入するもの
ロ	その他のもの
2	眼内レンズを挿入しない場合
3	計画的後囊切開を伴う場合
注1	水晶体囊拡張リングを使用加算
注2	1のイ 高次収差解析加算
K282-2	後発白内障手術
K284	硝子体置換術

色付きのものは
2024年改定で
新設、増点、減点
されたもの

眼科に係る
短期滞在の点数

区分	点数
A400 短期滞在手術等基本料	
1 短期滞在手術等基本料1(日帰りの場合)	
イ 主として入院で実施されている手術を行った場合	
(1) 麻酔を伴う手術を行った場合	2,947
(2) (1)以外の場合	2,718
ロ イ以外の場合	
(1) 麻酔を伴う手術を行った場合	1,588
(2) (1)以外の場合	1,359

短期滞在手術等基本料1 イが算定できる手術
K282 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 イ 縫着レンズを挿入するもの
水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合
水晶体再建術 3 計画的後嚢切開を伴う場合

短期滞在手術等基本料1 ロが算定できる手術
K202 涙管チューブ挿入術 1 涙道内視鏡を用いるもの
K217 眼瞼内反症手術 2 皮膚切開法
K219 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼挙筋前転法
K219 眼瞼下垂症手術 3 その他のもの
K224 翼状片手術(弁の移植を要するもの)
K254 治療的角膜切除術 1 エキシマレーザーによるもの(角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。)
K268 緑内障手術 6 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術
K282 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 ロ その他のもの(片側)

色付きのものは
2024年改定で
新設、増点、減点
されたもの

区分	点数
A400 短期滞在手術等基本料	
2 短期滞在手術等基本料3(4泊5日までの場合)	
タ K202 涙管チューブ挿入術 1 涙道内視鏡を用いるもの(片側)	8,663
(生活療養を受ける場合)	8,589
レ K202 涙管チューブ挿入術 1 涙道内視鏡を用いるもの(両側)	13,990
(生活療養を受ける場合)	13,916
ソ K217 眼瞼内反症手術 2 皮膚切開法(片側)	6,524
(生活療養を受ける場合)	6,450
ツ K217 眼瞼内反症手術 2 皮膚切開法(両側)	14,425
(生活療養を受ける場合)	14,351
ネ K219 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼挙筋前転法(片側)	11,000
(生活療養を受ける場合)	10,926
ナ K219 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼挙筋前転法(両側)	19,357
(生活療養を受ける場合)	19,283
ラ K219 眼瞼下垂症手術 3 その他のもの(片側)	10,493
(生活療養を受ける場合)	10,419
ム K219 眼瞼下垂症手術 3 その他のもの(両側)	17,249
(生活療養を受ける場合)	17,175
ウ K224 翼状片手術(弁の移植を要するもの)(片側)	8,437
(生活療養を受ける場合)	8,363
ヰ K224 翼状片手術(弁の移植を要するもの)(両側)	13,030
(生活療養を受ける場合)	12,956
ノ K242 斜視手術 2 後転法(片側)	13,877
(生活療養を受ける場合)	13,803
オ K242 斜視手術 2 後転法(両側)	19,632
(生活療養を受ける場合)	19,558
ク K242 斜視手術 3 前転法及び後転法の併施(片側)	20,488
(生活療養を受ける場合)	20,414
ヤ K242 斜視手術 3 前転法及び後転法の併施(両側)	33,119
(生活療養を受ける場合)	33,045
マ K254 治療的角膜切除術 1 エキシマレーザーによるもの(角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。)(片側)	16,748
(生活療養を受ける場合)	16,674
ケ K254 治療的角膜切除術 1 エキシマレーザーによるもの(角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。)(両側)	28,464
(生活療養を受ける場合)	28,390
フ K268 緑内障手術 6 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術(片側)	34,516
(生活療養を受ける場合)	34,442
コ K268 緑内障手術 6 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術(両側)	67,946
(生活療養を受ける場合)	67,872
エ K282 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 ロ その他のもの(片側)	17,457
(生活療養を受ける場合)	17,383
テ K282 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 ロ その他のもの(両側)	31,685
(生活療養を受ける場合)	31,611
ア K 282 水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合(片側)	14,901
(生活療養を受ける場合)	14,827
サ K 282 水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合(両側)	25,413
(生活療養を受ける場合)	25,339

眼科に関する特定保険医療材料

023	涙液・涙道シリコンチューブ	18,300円
089	涙点プラグ	3,900円
143	網膜硝子体手術用材料	29,500円

診療明細書

入院外		保険	
患者番号	4126	氏名	鈴木 A
受診科	眼科		
		受診日	2025年7月1日

部	項 目 名	点 数	回 数
初再診料	※再診料	75	1
	※明細書発行体制等加算	1	1
投 薬	※処方箋料(リフィル以外・その他)	60	1
検査料	※精密眼底	82	1
	※矯正視力検査(1以外)	69	1
	※眼底カメラ撮影(デジタル撮影)	58	1
	※静的量的視野検査(片)	290	2
	※スリットM(前眼部)後生体染色使用再検査 フローレス眼検査用試験紙 0.7 mg 2枚	54	1
	※スリットM(前眼部)	48	1
	※精密眼底検査(両)	112	1

※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

眼科検査・手術の状況(2023年)

検査

回数順 BEST10		(万回)
区分番号	診療行為	回数
1 D255	精密眼底検査(片側)	1,281
2 D273	細隙灯顕微鏡検査(前眼部)	859
3 D264	精密眼圧測定	663
4 D263 2	矯正視力検査 眼鏡処方箋の交付以外の場合	594
5 D261 2	屈折検査 6歳以上の場合	223
6 D265	角膜曲率半径計測	191
7 D256-2	眼底三次元画像解析	181
8 D257	細隙灯顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)	181
9 D260 2	量的視野検査 静的量的視野検査(片側)	115
10 D282-3 1	コンタクトレンズ検査料1	51

金額順 BEST10		(億円)
区分番号	診療行為	金額
1 D255	精密眼底検査(片側)	72
2 D264	精密眼圧測定	54
3 D273	細隙灯顕微鏡検査(前眼部)	41
4 D263 2	矯正視力検査 眼鏡処方箋の交付以外の場合	41
5 D256-2	眼底三次元画像解析	36
6 D260 2	量的視野検査 静的量的視野検査(片側)	33
7 D257	細隙灯顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)	20
8 D265	角膜曲率半径計測	16
9 D261 2	屈折検査 6歳以上の場合	15
10 D282-3 1	コンタクトレンズ検査料1	10

手術

回数順 BEST10		(千回)
区分番号	診療行為	回数
1 K282 1□	水晶体再建術 眼内レンズを挿入する場合 その他のもの	152.4
2 K282-2	後発白内障手術	31.2
3 K252	角膜・強膜異物除去術	13.7
4 K276 1	網膜光凝固術 通常のもの(一連につき)	11.4
5 K221 1	結膜結石除去術 少数のもの(1眼瞼ごと)	11.2
6 K280 1	硝子体茎頭微鏡下離断術 網膜付着組織を含むもの	9.3
7 K219 1	眼瞼下垂症手術 眼瞼挙筋前転法	9.0
8 K213	マイボーム腺梗塞摘出術	7.8
9 K282 1□	短3 K282 水晶体再建術 眼内レンズを挿入する場合 その他のもの(片側)	7.4
10 K276 2	網膜光凝固術 その他特殊なもの(一連につき)	6.6

金額順 BEST10		(億円)
区分番号	診療行為	金額
1 K282 1□	水晶体再建術 眼内レンズを挿入する場合 その他のもの	183
2 K280 1	硝子体茎頭微鏡下離断術 網膜付着組織を含むもの	36
3 K276 1	網膜光凝固術 通常のもの(一連につき)	11
4 K276 2	網膜光凝固術 その他特殊なもの(一連につき)	11
5 K219 1	眼瞼下垂症手術 眼瞼挙筋前転法 =計=	7
6 K280 2	硝子体茎頭微鏡下離断術 その他のもの =計=	6
7 K268 2イ	緑内障手術 流出路再建術 眼内法	5
8 K268 6	緑内障手術 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術	5
9 K282-2	後発白内障手術	4
10 K268 3	緑内障手術 濾過手術	4

データは2023年6月 1ヶ月間の実施回数および金額

出典:令和5(2023)年社会医療診療行為別統計

説明項目

保険制度・医療制度について

医療費について

眼科の医療費・患者数について

診療報酬制度について

眼科診療にかかる診療報酬について

診療報酬改定について

医療機器の保険適用について

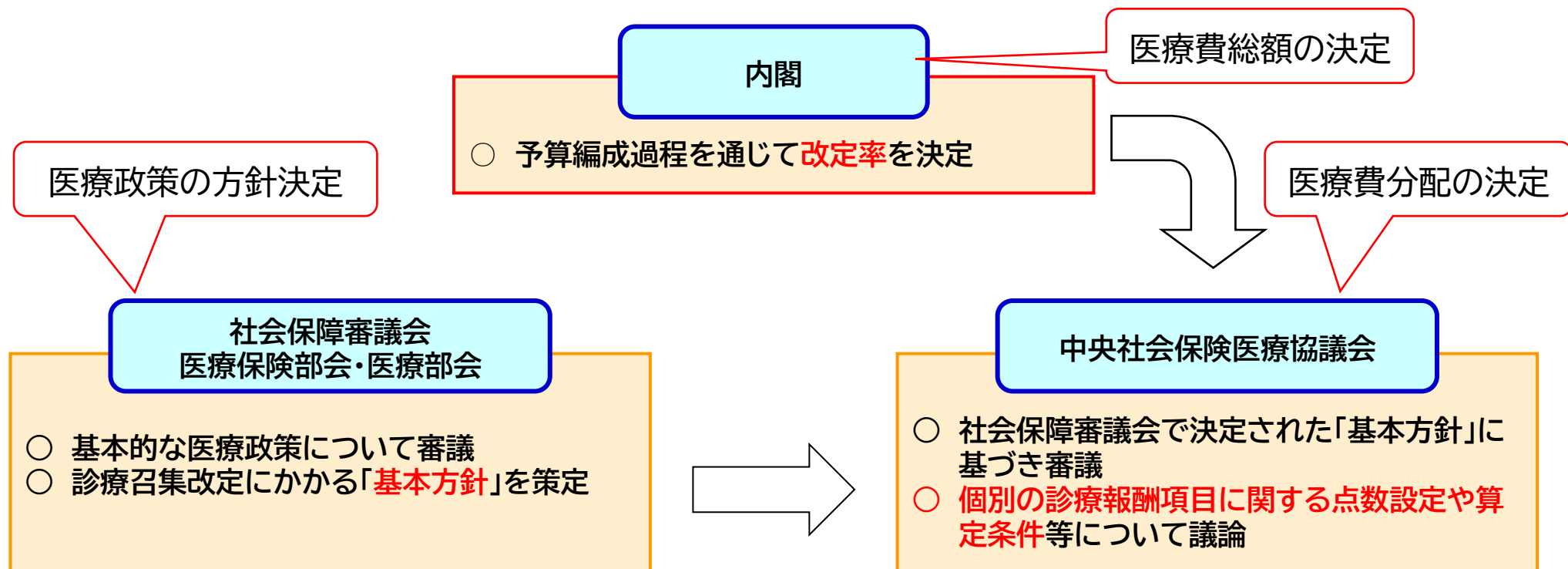
おわりに

診療報酬改定の流れ

改定は基本的に2年毎
(薬価は毎年)
次回改定は2026年

診療報酬改定は、

- ① 予算編成過程を通じて**内閣が決定した改定率**を所与の前提として
- ② **社会保障審議会**医療保険部会及び医療部会において策定された「**基本方針**」に基づき、
- ③ **中央社会保険医療協議会**において、具体的な診療報酬点数の設定等にかかる**審議**を行い実施されるものである。



改定率 ～2024(令和6)年診療報酬改定～

全体

▲0.12%

1. 診療報酬

+0.88%

※1 うち※2～4を除く改定分

+0.46%

医科

+0.52%

歯科

+0.57%

調剤

+0.16%

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置分(+0.28%程度)を含む。

※2 うち、看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種(上記※1を除く)について、令和6年度にベア+2.5%、令和7年度にベア+2.0%を実施していくための特例的な対応

+0.61%

※3 うち、入院時の食費基準額の引き上げ(1食当たり30円)の対応(うち、患者負担については、原則、1食当たり30円、低所得者については、所得区分等に応じて10～20円)

+0.06%

※4 うち、生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料等の再編等の効率化・適正化

▲0.25%

2. 薬価等

▲1.00%

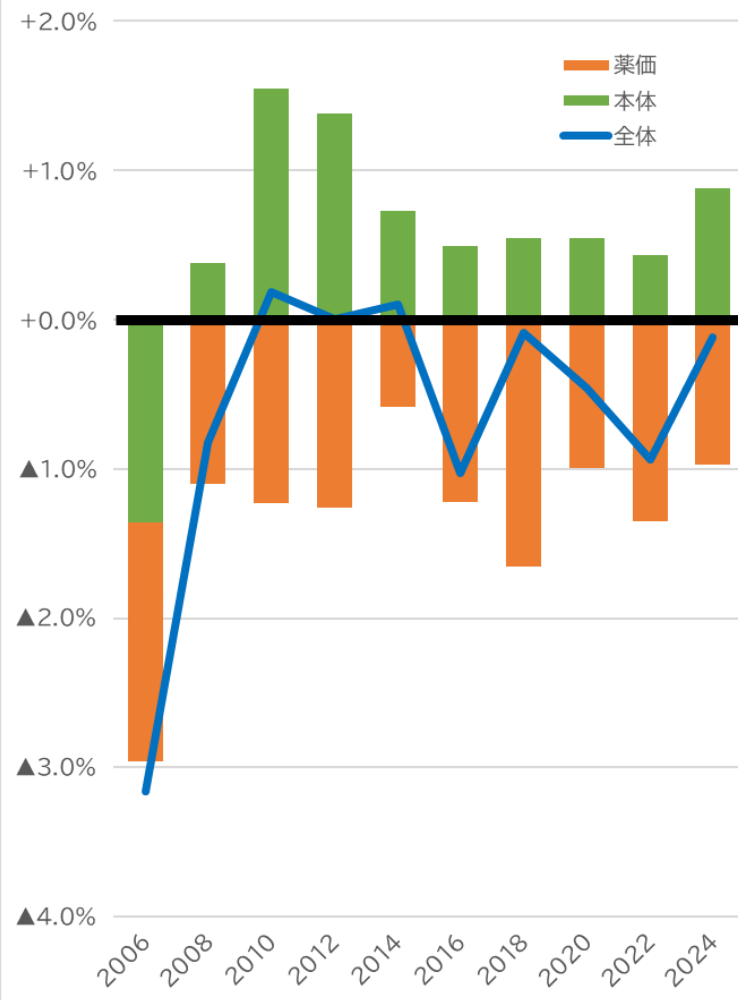
① 薬価

▲0.97%

② 材料価格

▲0.02%

診療報酬改定率推移



改定に当たっての基本認識

- ▶ 物価高騰・賃金上昇、経営の状況、人材確保の必要性、患者負担・保険料負担の影響を踏まえた対応
- ▶ 全世代型社会保障の実現や、医療・介護・障害福祉サービスの連携強化、新興感染症等への対応など医療を取り巻く課題への対応
- ▶ 医療DXやイノベーションの推進等による質の高い医療の実現
- ▶ 社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和

改定の基本的視点と具体的方向性

(1) 現下の雇用情勢も踏まえた人材確保・働き方改革等の推進

【重点課題】

【具体的方向性の例】

- 医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組
- 各職種がそれぞれの高い専門性を十分に発揮するための勤務環境の改善、タスク・シェアリング/タスク・シフティング、チーム医療の推進
- 業務の効率化に資する ICT の利活用の推進、その他長時間労働などの厳しい勤務環境の改善に向けての取組の評価
- 地域医療の確保及び機能分化を図る観点から、労働時間短縮の実効性担保に向けた見直しを含め、必要な救急医療体制等の確保
- 多様な働き方を踏まえた評価の拡充
- 医療人材及び医療資源の偏在への対応

(3) 安心・安全で質の高い医療の推進

【具体的方向性の例】

- 食材料費、光熱費をはじめとする物価高騰を踏まえた対応
- 患者にとって安心・安全に医療を受けられるための体制の評価
- アウトカムにも着目した評価の推進
- 重点的な対応が求められる分野への適切な評価（小児医療、周産期医療、救急医療等）
- 生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取組推進
- 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進
- 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価、薬局・薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換の推進、病院薬剤師業務の評価
- 薬局の経営状況等も踏まえ、地域の患者・住民のニーズに対応した機能を有する医薬品供給拠点としての役割の評価を推進
- 医薬品産業構造の転換も見据えたイノベーションの適切な評価や医薬品の安定供給の確保等

(2) ポスト2025を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進や

医療DXを含めた医療機能の分化・強化、連携の推進

【具体的方向性の例】

- 医療DXの推進による医療情報の有効活用、遠隔医療の推進
- 生活に配慮した医療の推進など地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組
- リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の連携・推進
- 患者の状態及び必要と考えられる医療機能に応じた入院医療の評価
- 外来医療の機能分化・強化等
- 新興感染症等に対応できる地域における医療提供体制の構築に向けた取組
- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の機能の評価
- 質の高い在宅医療・訪問看護の確保

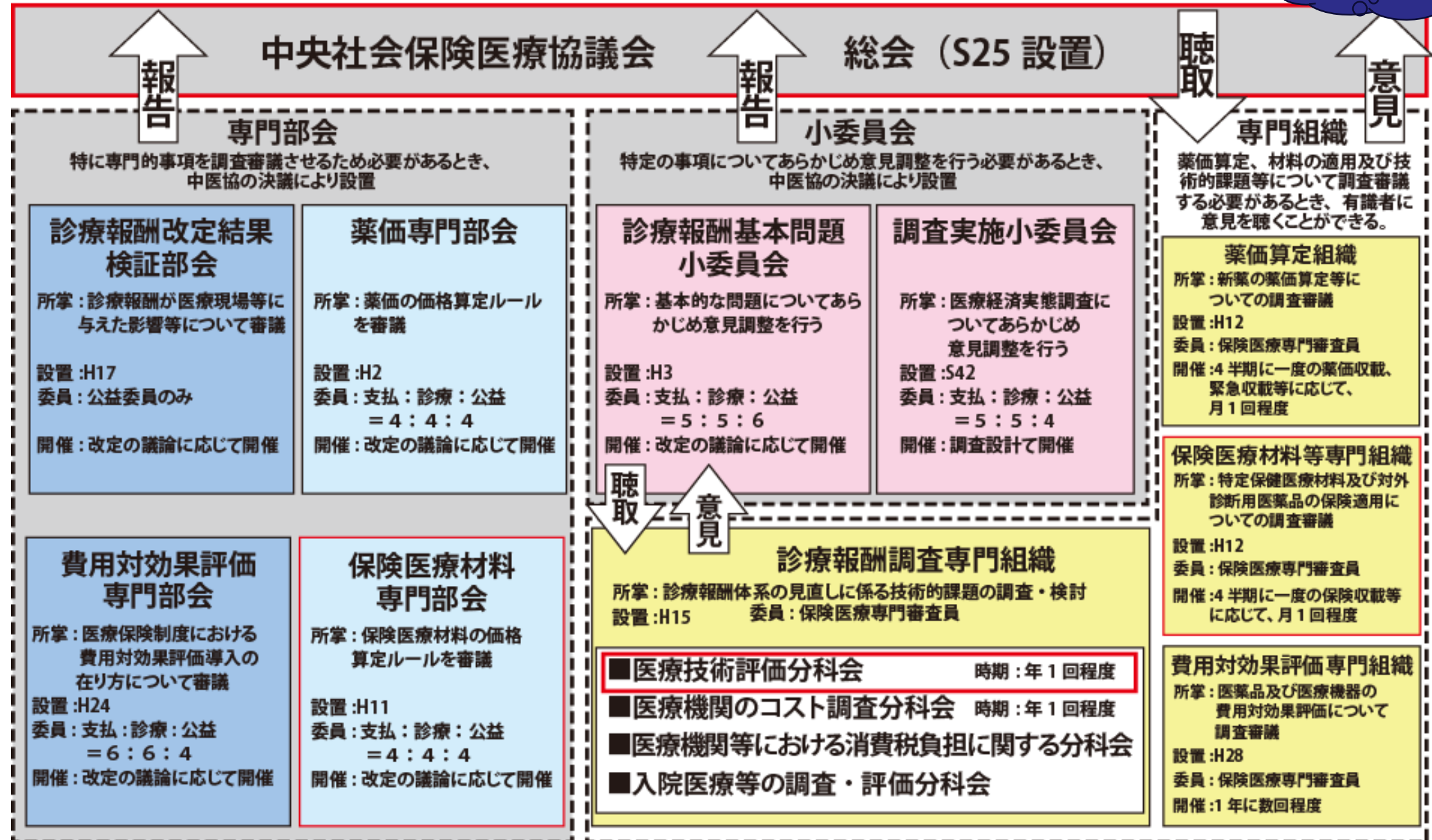
(4) 効率化・適正化を通じた医療保険制度の安定性・持続可能性の向上

【具体的方向性の例】

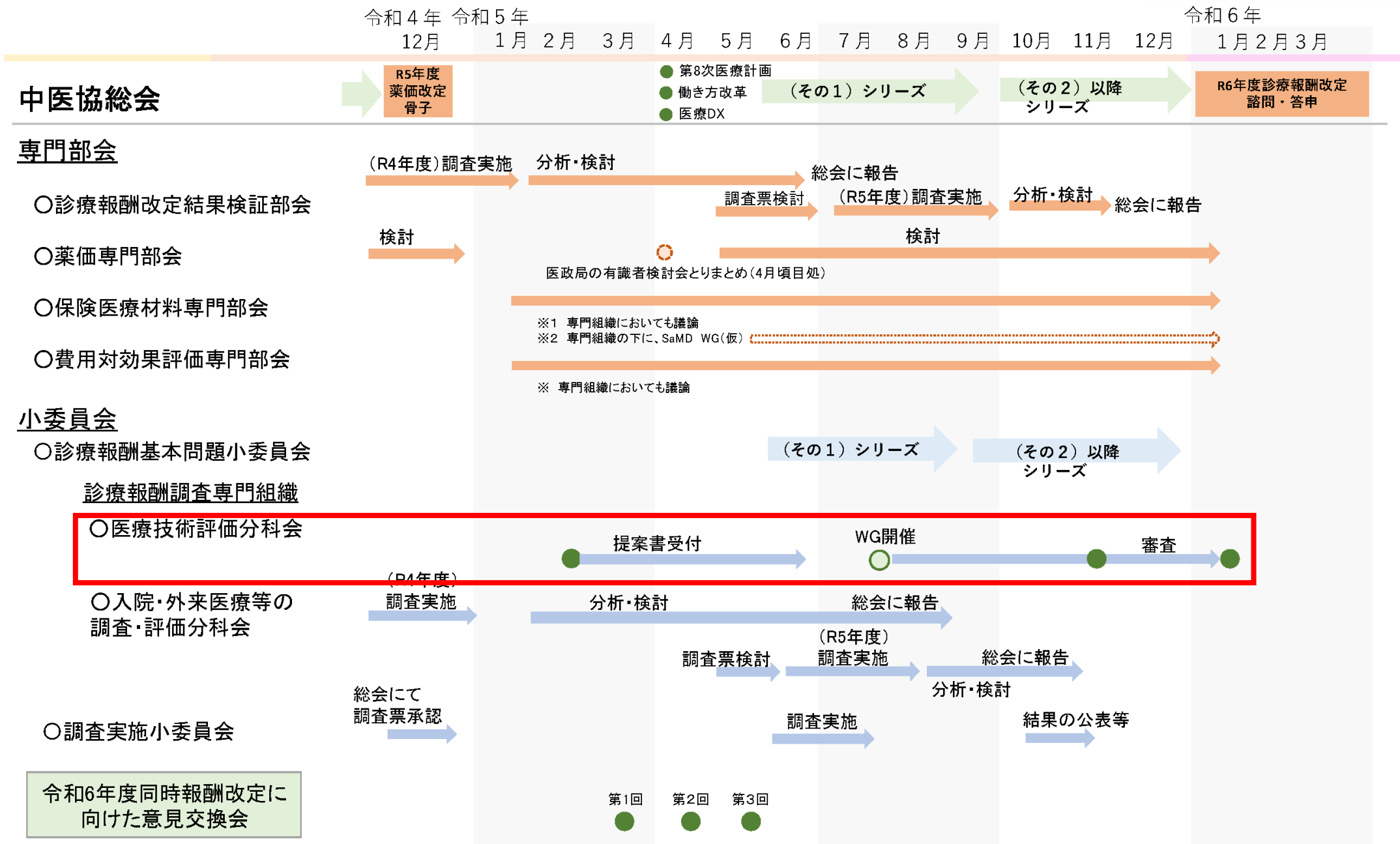
- 後発医薬品やバイオ後続品の使用促進、長期収載品の保険給付の在り方の見直し等
- 費用対効果評価制度の活用
- 市場実勢価格を踏まえた適正な評価
- 医療DXの推進による医療情報の有効活用、遠隔医療の推進（再掲）
- 患者の状態及び必要と考えられる医療機能に応じた入院医療の評価（再掲）
- 外来医療の機能分化・強化等（再掲）
- 生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取組推進（再掲）
- 医師・病院薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用等の推進
- 薬局の経営状況等も踏まえ、地域の患者・住民のニーズに対応した機能を有する医薬品供給拠点としての役割の評価を推進（再掲）

中央社会保険医療協議会の関連組織

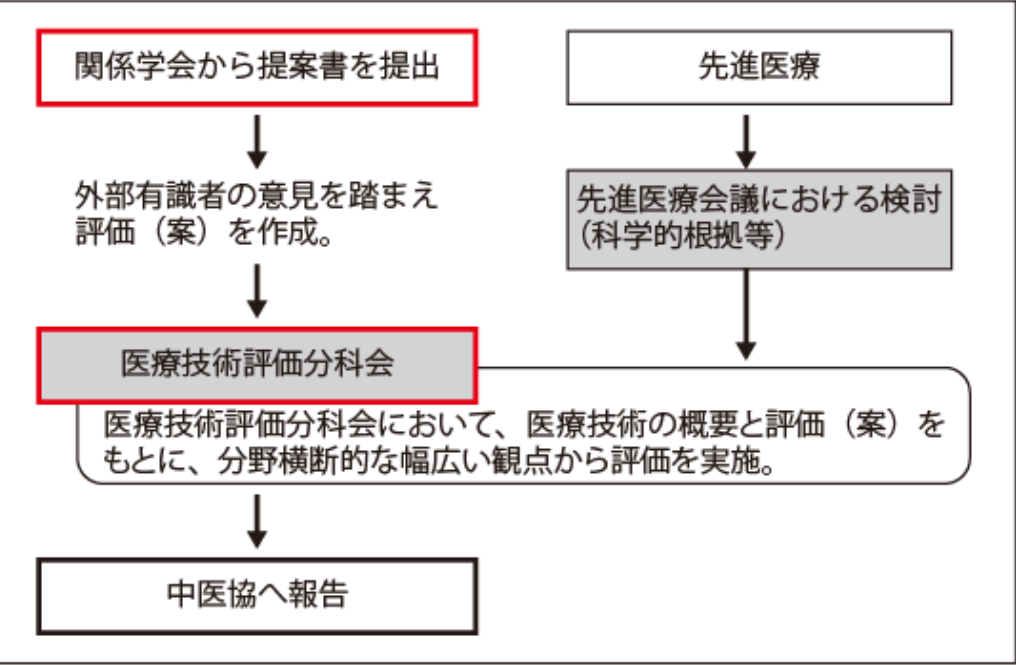
中医協



令和6年度診療報酬改定に向けた中医協等の検討スケジュール（案）



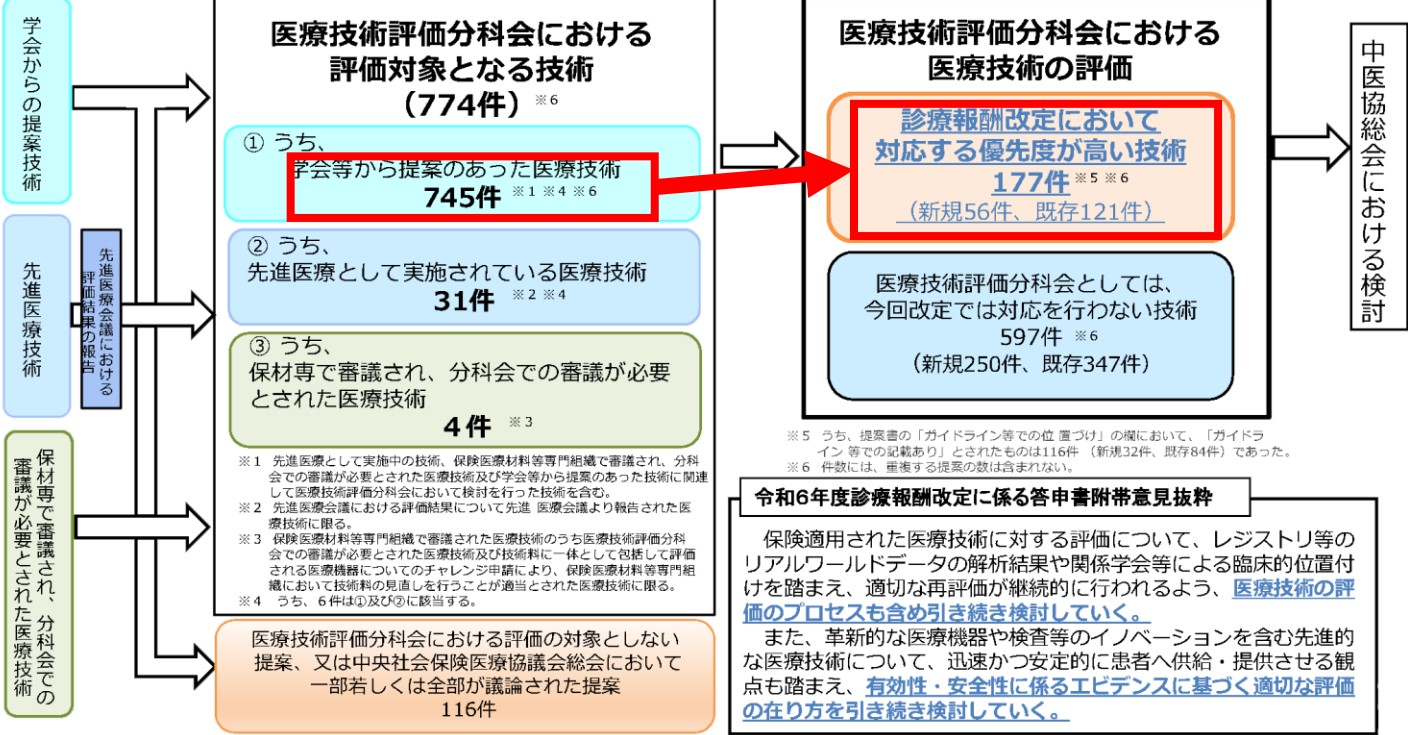
評価の方法



令和6年度診療報酬改定 Ⅲ-2 患者にとって安心・安全に医療を受けられるための体制の評価-⑨

医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応①

➤ 学会から提案のあった医療技術について、医療技術評価分科会における検討結果等を踏まえ、医療技術の評価及び再評価を行い、優先的に保険導入すべきとされた新規技術（先進医療として実施されている技術及び保険医療材料等専門組織で審議された医療技術のうち医療技術評価分科会での審議が必要とされた医療技術を含む。）について新たな評価を行うとともに、既存技術の評価の見直し等を行う。



※5 うち、提案書の「ガイドライン等での位置づけ」の欄において、「ガイドライン等での記載あり」とされたものは116件（新規32件、既存84件）であった。
※6 件数には、重複する提案の数は含まれない。

令和6年度診療報酬改定に係る答申書附帯意見抜粋

保険適用された医療技術に対する評価について、レジストリ等のリアルワールドデータの解析結果や関係学会等による臨床的位置付けを踏まえ、適切な再評価が継続的に行われるよう、医療技術の評価のプロセスも含め引き続き検討していく。

また、革新的な医療機器や検査等のイノベーションを含む先進的な医療技術について、迅速かつ安定的に患者へ供給・提供させる観点も踏まえ、有効性・安全性に係るエビデンスに基づく適切な評価の在り方を引き続き検討していく。

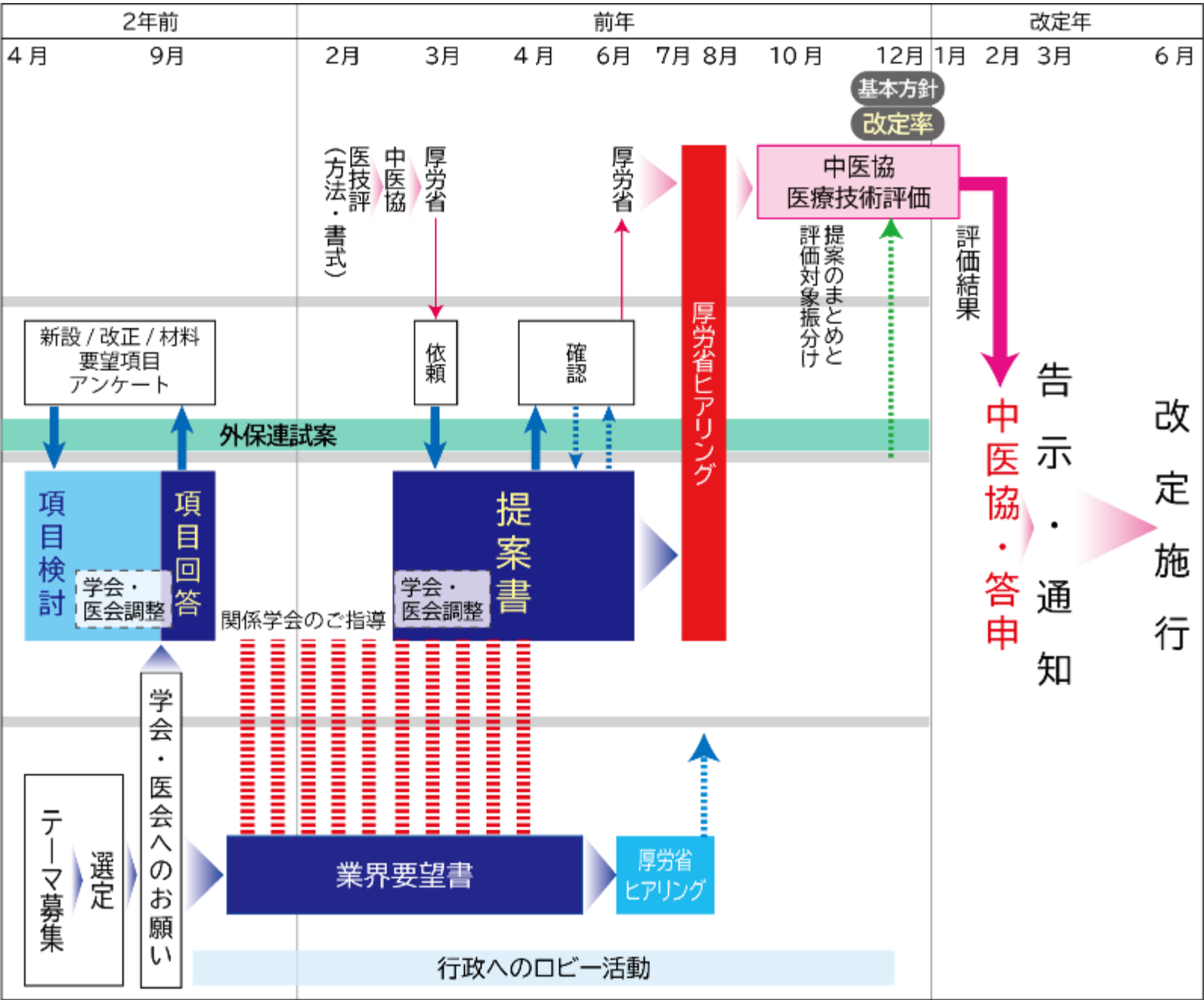
医療技術評価の流れ ～業界活動含む～

行政

外保連

学会・医会

眼医器協



令和6年度診療報酬改定の施行時期等



令和6年度診療報酬改定にかかる主なスケジュール

令和5年 12月	令和6年 1月	2	3	4	5	6	7	8	9
予算編成 大臣折衝 (12月20日)	1月12日 中医協諮問	2月14日 中医協答申	3月5日 関係告示等 3月下旬 電子点数表公布	4月1日 薬価改定		6月1日施行 (材料価格の 改定を含む)	7月上旬 初回請求	定例報告	
届出期間(5月2日～6月3日)						主な経過措置※			

※各診療報酬項目の具体的な経過措置は告示・通知を必ずご確認ください。

従来の改定スケジュール

前年12月	当該年 1月	2	3	4	5	6	7	8	9
予算編成 大臣折衝	1月中旬 中医協諮問	2月上旬 中医協答申	3月上旬 関係告示等 3月下旬 電子点数表公布	4月1日施行	5月上旬 初回請求		定例報告		
届出期間(4月1日～4月14日前後)				主な経過措置					

説明項目

保険制度・医療制度について

医療費について

眼科の医療費・患者数について

診療報酬制度について

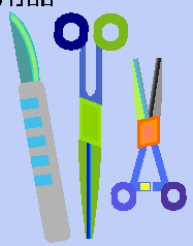
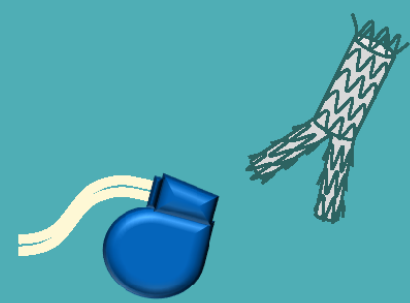
眼科診療にかかる診療報酬について

診療報酬改定について

医療機器の保険適用について

おわりに

医療機器の分類と規制 = 薬機法 =

リスク ← 小 → 大				
国際分類	クラスⅠ	クラスⅡ	クラスⅢ	クラスⅣ
具体例	不具合が生じた場合でも、 <u>人体へのリスクが極めて低い</u> と考えられるもの (例) 体外診断用機器、鋼製小物 (メス・ピンセット等) X線フィルム、歯科技工用用品 	不具合が生じた場合でも、 <u>人体へのリスクが比較的低い</u> と考えられるもの (例) MRI装置、電子内視鏡、消化器用カテーテル、超音波診断装置、歯科用合金 	不具合が生じた場合、 <u>人体へのリスクが比較的高い</u> と考えられるもの (例) 透析器、人工骨、人工呼吸器 	患者への侵襲性が高く、不具合が生じた場合、 <u>生命の危険に直結する恐れ</u> があるもの (例) ペースメーカー、人工心臓弁、ステントグラフト 
	医薬品医療機器法の分類	一般医療機器	管理医療機器	高度管理医療機器
	届出	第三者認証 (注1)	大臣承認 (PMDAで審査)	

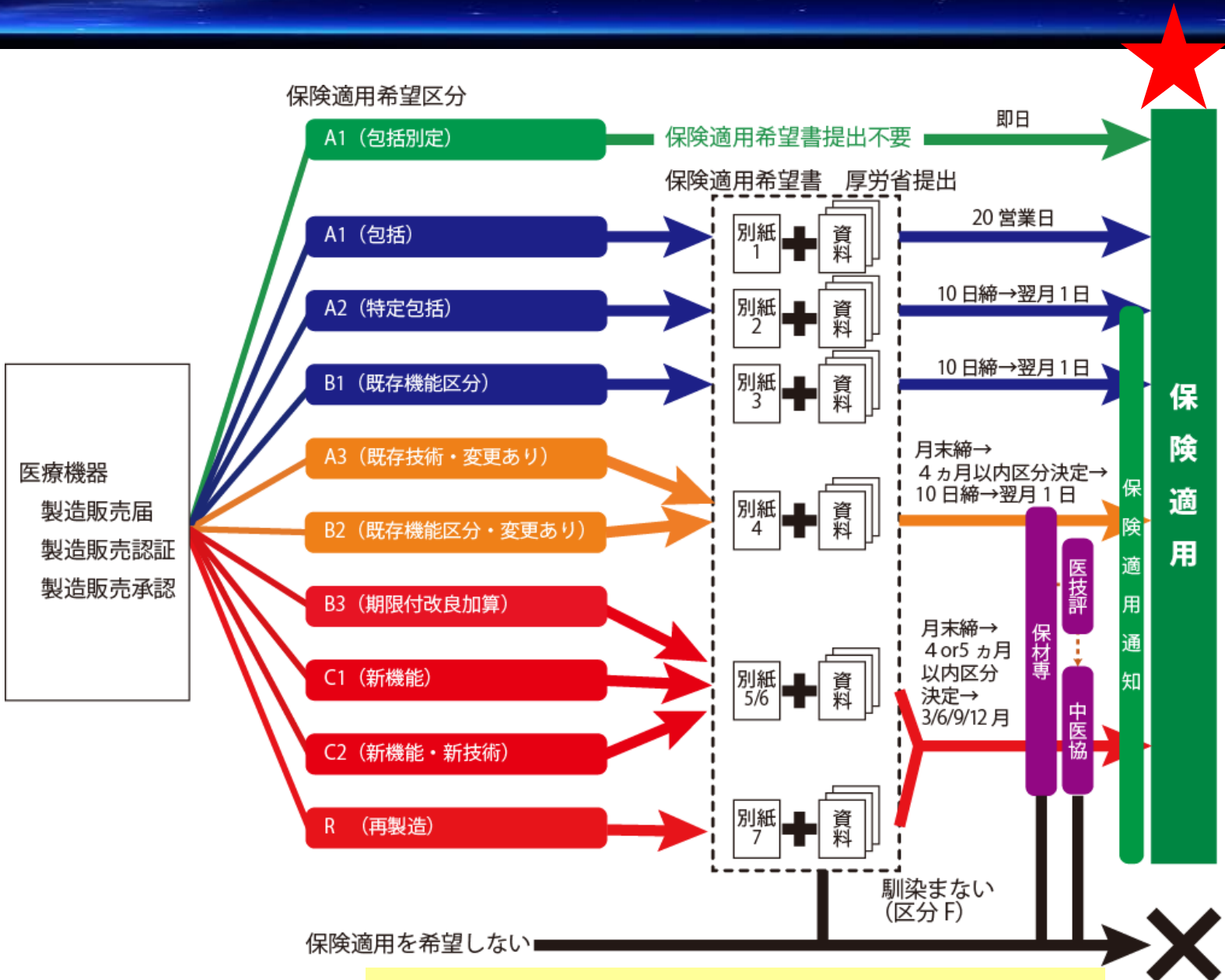
(注1) 厚生労働大臣が基準を定めたものについて大臣の承認を不要とし、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受けた民間の第三者認証機関が基準への適合性を認証する制度。

医療機器の保険適用区分

	区分	定義	保険適用日	公示
技術	A1 (包括別定) (包括)	当該医療機器を用いた技術が、診療報酬の算定方法(平成20 年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法告示」という。)に掲げられている項目のいずれかによって評価され、保険診療で利用できるものであって、A2(特定包括)・A3(既存技術・変更あり)以外のもの。 (C1(新機能)、C2(新機能・新技術)又はR(再製造)に相当しないもの)	承認・認証・届出受理日 〔希望書提出不要〕	なし
			希望書受理→20営業日	なし
	A2 (特定包括)	当該医療機器を用いた技術が、算定方法告示に掲げられている項目のうち特定のもののにおいて評価され、保険診療で利用できる別に定める特定診療報酬算定医療機器の区分のいずれかに該当するもの。 (C1(新機能)、C2(新機能・新技術)又はR(再製造)に相当しないもの)	希望書10日迄に受理 →翌月1日	あり
	A3 (既存技術・ 変更あり)	当該医療機器を用いた技術が、算定方法告示に掲げられている項目のいずれかによって評価されるが、算定にあたり定められている留意事項等に変更を伴うもの。 (C1(新機能)、C2(新機能・新技術)又はR(再製造)に相当しないもの)	希望書提出の翌月1日から4ヶ月以内に区分決定 →10日迄に決定→翌月1日	あり
材料	B1 (既存機能区分)	当該医療機器が、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成20 年厚生労働省告示第61 号。以下「材料価格基準」という。)に掲げられている機能区分若しくは暫定機能区分のいずれかに該当するもの。 (C1(新機能)、C2(新機能・新技術)又はR(再製造)に相当しないもの)	希望書10日迄に受理 →翌月1日	あり
	B2 (既存機能区分・ 変更あり)	当該医療機器が、材料価格基準に掲げられている機能区分若しくは暫定機能区分のいずれかにおいて評価されるが、機能区分の定義又は算定にあたり定められている留意事項等に変更を伴うもの。 (C1(新機能)、C2(新機能・新技術)又はR(再製造)に相当しないもの)	希望書提出の翌月1日から4ヶ月以内に区分決定 →10日迄に決定→翌月1日	あり
	B3 (期限付改良加算・ 暫定機能区分)	当該医療機器を用いた技術は算定方法告示に掲げられている項目のいずれかによって評価されているが、材料価格基準において既存機能区分に対して期限付改良加算を付すことについて中央社会保険医療協議会(以下「中医協」という。)における審議が必要なもの。 (C1(新機能)、C2(新機能・新技術)又はR(再製造)に相当しないもの)	希望書提出の翌月1日から4ヶ月以内に区分決定 →年4回(3/6/9/12月)	あり
材料	C1 (新機能)	当該医療機器を用いた技術は算定方法告示に掲げられている項目のいずれかによって評価されているが、中医協において材料価格基準における新たな機能区分の設定について審議が必要なもの。 (R(再製造)に相当しないもの)	希望書提出の翌月1日から4ヶ月以内に区分決定 →年4回(3/6/9/12月)	あり
技術 材料	C2 (新機能・新技術)	当該医療機器(改良がなされた医療機器を含む。)を用いた技術が算定方法告示において、新たな技術料を設定し評価すべきものであって、中医協において保険適用の可否について審議が必要なもの。	希望書提出の翌月1日から5ヶ月以内に区分決定 →年4回(3/6/9/12月)	あり
材料	R(再製造)	当該再製造単回使用医療機器(以下「再製造品」という。)の原型医療機器が、材料価格基準に掲げられている機能区分又は暫定機能区分のいずれかに属するものであり、中医協において材料価格基準における新たな機能区分の設定について審議が必要なもの。 (C1(新機能)、C2(新機能・新技術)に相当しないもの)	希望書提出の翌月1日から4ヶ月以内に区分決定 →年4回(3/6/9/12月)	あり
技術 材料	F	保険適用に馴染まないもの。	—	—

医療機器の保険適用

- 保険適用区分はA1・A2・A3・B1・B2・B3・C1・C2・Rの**9区分**
- 保険適用を希望する医療機器は**保険適用希望書**の提出が必要。
ただし、**A1(包括別定)**に該当するものは除く。
- 保険適用希望書の提出先は**厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課(略称:産情課)**。
- **A3・B2**に該当するものは、中医協の**保険医療材料等専門組織**で**審議**される。
- **B3・C1・C2・R**に該当するものは、**保険医療材料等専門組織と中医協**で**審議**される。
- **A3・C2**に該当するものの**一部**は、**医療技術評価分科会**で**審議**される。



医療機器製造販売業者の
新製品開発ゴールは、保険適用！

保険適用通知

保 医 発 0331 第 1 号
令 和 7 年 3 月 31 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課 長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局南科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

医療機器の保険適用について

標記について、別紙のとおり令和7年4月1日から新たに保険適用とするので通知する。
本通知別紙中、承認番号又は認証番号とは、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく承認番号又は認証番号を指すものとする。

1. 医科
新たな保険適用 区分A2(特定包括)(特定の診療報酬項目において包括的に評価されているもの) 保険適用開始年月日:令和7年4月1日 (別紙)

承認番号又は認証番号	販売名	製品名	製品コード	保険適用希望者	特定診療報酬算定医療機器の区分
13E1X00049LS0010	ラングステレオパッド	ラングステレオパッド	4571350723964	ジャパンフォーカス株式会社	両眼視機能検査装置
90100BZK00183000	人工呼吸器 HAMILTON-C8	SpO ₂ センサアダプタ	4931921507919	日本光電工業株式会社	パルスオキシメータ
903ACBZK00034000	心電計解新機能付) MAC7	MAC7	00195278620873	GEヘルスケア・ジャパン株式会社	ベクトル心電計
90400BZK00140000	CereLink ICPモニター	CereLink ICPモニター	0381780533781	Integra Japan株式会社	頭蓋内圧計
		CereLink センサー 接続ケーブル	0381780520668		
		接続ケーブル Draeger	0381780520712		
		接続ケーブル Philips	0381780520729		
		接続ケーブル GE Dash	0381780520736		
		接続ケーブル SPACELABS	0381780520743		
		接続ケーブル GE Datex Ohmeda	0381780520750		
		接続ケーブル 日本光電	0381780520781		
		接続ケーブル フクダ電子OS-7000	0381780520804		
906AFBZK00101000	Stylet Go [®] デオスタイルレスコープ	Stylet Go [®] デオスタイルレスコープ(成人用)	4595121480191	丸文株式会社	内視鏡
		Stylet Go [®] デオスタイルレスコープ(小児用)	4595121480207		
907ABEZK00005000	眼撮影装置 OCT BMZar	眼撮影装置 OCT BMZar	4580344210700	株式会社ニコンソリューションズ	眼底三次元画像解析装置(Ⅰ)
907ABEZK00005000	眼撮影装置 OCT BMZar	眼撮影装置 OCT BMZar	4580344210700	株式会社ニコンソリューションズ	眼底三次元画像解析装置(Ⅱ)
907ABEZK00005000	眼撮影装置 OCT BMZar	眼撮影装置 OCT BMZar	4580344210700	株式会社ニコンソリューションズ	眼底カメラ(Ⅰ)
907ABEZK00006000	眼撮影装置 OCT Yalaid	眼撮影装置 OCT Yalaid	4580344210717	株式会社ニコンソリューションズ	眼底三次元画像解析装置(Ⅰ)
907ABEZK00006000	眼撮影装置 OCT Yalaid	眼撮影装置 OCT Yalaid	4580344210717	株式会社ニコンソリューションズ	眼底三次元画像解析装置(Ⅱ)
907ABEZK00006000	眼撮影装置 OCT Yalaid	眼撮影装置 OCT Yalaid	4580344210717	株式会社ニコンソリューションズ	眼底カメラ(Ⅰ)
907ADEZK00011000	OSCARシリーズ	OSCARシリーズ	4562476850166	株式会社 GENDRAY JAPAN	診断用X線装置
907ADEZK00012000	一般X線撮影装置 Radrex i5 MRAD-D50	一般X線撮影装置 Radrex i5 MRAD-D500	04987670106408	キヤノンメディカルシステムズ株式会社	診断用X線装置
907ADEZK00013000	血行動態モニタリングシステム マシモ LIDOO モジュール	LIDOO モジュール	00843997001823	マシモジャパン株式会社	非侵襲的血行動態モニタリング装置
		LIDOO モジュール Kit	00843997002882		
		LIDOO モジュール L	00843997017435		
		LIDOO モジュール Kit L	00843997017428		
907AFBZK00003000	Stylet Go [®] デオフレキシブルスコープ	Stylet Go [®] デオフレキシブルスコープ	4595121480221	丸文株式会社	内視鏡

1

2

3

4

眼科向け医療機器 A1 包括別定

コード	一般的名称
10551012	眼底カメラ用プログラム
11479012	眼振計用プログラム
11482012	網膜電位計用プログラム
16419012	眼撮影装置用プログラム
16918012	自動視野・眼撮影装置用プログラム
70093012	眼球運動検査装置用プログラム
70101012	眼球運動刺激装置用プログラム
71039003	眼科手術用治療計画プログラム
32814000	眼科手術用クリップ
70442000	外眼眼窩インプラント
71109002	単回使用眼内照明プローブ
16330012	超音波式角膜厚さ計
11479000	眼振計
11894000	隅角鏡
34651010	検査用コンタクトレンズ
70093000	眼球運動検査装置
70101000	眼球運動刺激装置
14386000	硝子体切除ユニット
34125000	硝子体切除ユニットカッタハンドピース
11068000	眼科用冷凍手術ユニット
41645000	眼科用電気手術器

コード	一般的名称
70639000	眼科用レーザ光凝固装置プローブ
70640000	眼科用レーザ光凝固装置滅菌済みプローブ
71110002	眼科用灌流・吸引ユニット用単回使用眼内プローブ
14148012	単回使用手動式角膜トレパン
32764002	単回使用眼科用ナイフ
35327002	単回使用眼科用せん刀
16209002	単回使用眼科用ピンセット
32772002	単回使用眼科用鋭ひ
13381002	単回使用眼球固定鉤
35314002	単回使用眼科用鉤
36061002	単回使用眼内レンズ挿入器
32754002	単回使用眼科手術用スパーテル
34899012	単回使用眼科用カニューレ
34899022	単回使用眼科手術用チューブ付カニューレ
34899032	単回使用眼科手術用カニューレ
70200000	眼科用針
46840002	単回使用眼科用トロカール類
34651020	単回使用検査用コンタクトレンズ
40238000	眼科手術用レーザーレンズ
70393000	単回使用眼科用医薬品注入器

眼科向け医療機器 A2 特定包括

特定診療報酬算定医療機器の区分	定 義		その他の条件	対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け				
	類 別	一般的名称			
超音波検査装置(Ⅰ)	機械器具(12)理学診療用器具	汎用超音波画像診断装置	生体内部(組織や臓器)の画像描出が可能なもの	D 215	超音波検査 1 Aモード法
		循環器用超音波画像診断装置		D 215	超音波検査 2 断層撮影法
		移動型超音波画像診断装置		D 215	超音波検査 3 心臓超音波検査
		乳房用超音波画像診断装置		D 215	超音波検査 5 血管内超音波法
		膀胱用超音波画像診断装置		D 216-2	残尿測定検査
		眼科用超音波画像診断装置		D	内視鏡検査 通則1 超音波内視鏡検査実施加算
		眼科用超音波画像診断・眼軸長測定装置			
眼底カメラ(Ⅰ)	機械器具(22)検眼用器具	眼底カメラ眼撮影装置自動視野・眼撮影装置	眼底撮影が可能なもの	D 256	眼底カメラ撮影 1 通常の方法の場合
眼底カメラ(Ⅱ)	機械器具(22)検眼用器具	眼底カメラ眼撮影装置	蛍光眼底撮影が可能なもの	D 256	眼底カメラ撮影 1 通常の方法の場合 2 蛍光眼底法の場合
眼底カメラ(Ⅲ)	機械器具(22)検眼用器具	眼底カメラ眼撮影装置	自発蛍光撮影が可能なもの	D 256	眼底カメラ撮影 1 通常の方法の場合 2 蛍光眼底法の場合 3 自発蛍光撮影法の場合
眼底三次元画像解析装置(Ⅰ)	機械器具(22)検眼用器具	眼撮影装置	眼底の断層画像データを取得し、デジタル処理することにより立体的に表示することが可能なもの	D 256-2	眼底三次元画像解析
眼底三次元画像解析装置(Ⅱ)	機械器具(22)検眼用器具	眼撮影装置	光干渉断層血管撮影が可能なもの	D 256-3	光干渉断層血管撮影
網膜電位測定装置	機械器具(21)内臓機能検査用器具	網膜電位計	網膜電位図測定が可能なもの	D 258	網膜電位図(ERG)
	機械器具(24)知覚検査又は運動機能検査用器具	眼電位計			
調節検査装置	機械器具(22)検眼用器具	近点距離計	調節の測定が可能なもの	D 262	調節検査
眼圧計	機械器具(21)内臓機能検査用器具	眼圧計 単回使用圧平眼圧計用プリズム レフラクト・ケラト・トノメータ	眼圧測定が可能なもの	D 264	精密眼圧測定

特定診療報酬算定医療機器の区分	定 義		その他の条件	対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け				
	類 別	一般的名称			
角膜曲率半径計測装置	機械器具(22)検眼用器具	角膜曲率計 レフラクト・ケラトメータ 自覚屈折測定機能付レフラクト・ケラトメータ 眼軸長計測機能付レフラクト・ケラトメータ レフラクト・ケラト・トノメータ 光学式眼内寸法測定装置 眼撮影装置 角膜トポグラフィシステム 瞳孔計測機能付き角膜トポグラフィシステム	角膜曲率半径測定が可能なもの	D 265	角膜曲率半径計測
角膜形状解析装置	機械器具(22)検眼用器具	角膜トポグラフィシステム 瞳孔計機能付き角膜トポグラフィシステム 眼撮影装置	角膜形状解析が可能なもの	D 265-2	角膜形状解析検査
光覚検査装置	機械器具(22)検眼用器具	明暗順応計	光覚検査(暗順応検査など)が可能なもの	D 266	光覚検査
色覚検査装置(Ⅰ)	機械器具(22)検眼用器具 機械器具(6)視力表及び色盲検査表	アノマロスコープ 色覚検査機器	アノマロスコープであるもの又は色相配列に基づく色覚異常の検査が可能なもの	D 267	色覚検査 1 アノマロスコープ又は色相配列検査を行った場合
色覚検査装置(Ⅱ)	機械器具(6)視力表及び色盲検査表	色覚検査機器	色覚検査(ランタンテスト又は定量的色盲検査)が可能なもの	D 267	色覚検査 2 1以外の場合
眼筋機能精密検査装置	機械器具(22)検眼用器具	斜視計 眼筋計 眼位計	マドックスであるもの、コージオメーターであるもの、正切スカラであるもの又は輻輳近点検査が可能なもの	D 268	眼筋機能精密検査及び輻輳検査
眼球突出度測定装置	機械器具(22)検眼用器具	眼球突出計	眼球突出度測定が可能なもの	D 269	眼球突出度測定
角膜知覚計	機械器具(22)検眼用器具	角膜知覚計	角膜知覚検査が可能なもの	D 271	角膜知覚計検査
両眼視機能検査装置	機械器具(22)検眼用器具	シノプトフォア 両眼視機能検査装置	両眼視機能検査(立体視、融像又は同時視など)が可能なもの	D 272	両眼視機能精密検査、立体視検査(三杆法又はステレオテスト法による)、網膜対応検査(残像法又はバゴリニ線条試験による)
角膜内皮細胞検査装置	機械器具(22)検眼用器具	眼撮影装置	角膜内皮細胞を撮影することが可能なもの	D 279	角膜内皮細胞顕微鏡検査
レーザー前房蛋白細胞数検査装置	機械器具(22)検眼用器具	眼撮影装置 房水・フレアセルアナライザ	レーザーを用い前房内の蛋白質・細胞数測定が可能なもの	D 280	レーザー前房蛋白細胞数検査
電子瞳孔計	機械器具(22)検眼用器具	瞳孔記録計 瞳孔計	電子瞳孔計であるもの	D 281	瞳孔機能検査(電子瞳孔計使用)
中心フリッカー値測定装置	機械器具(22)検眼用器具	中心フリッカー値測定装置	中心フリッカー値が測定できるもの	D 282	中心フリッカー試験
PL法検査装置	機械器具(22)検眼用器具	投影式視力検査装置	PL(Preferential Looking)法を基にした視力検査が可能なもの	D 282-2	行動観察による視力検査 1 PL(Preferential Looking)法

特定診療報酬算定医療機器の区分	定 義			対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け		その他の条件		
	類 別	一般的名称			
緑内障治療用インプラント(Ⅰ)	医療用品(4)整形用品	眼内ドレーン	緑内障の治療に用いるもの	K 268	緑内障手術 4 緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのないもの)
				K 268	緑内障手術 5 緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの)
緑内障治療用インプラント(Ⅱ)	医療用品(4)整形用品	ヘパリン使用眼内ドレーン	白内障に対する手術と同時に行う緑内障の治療に用いるもの	K 268	緑内障手術 6 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術
眼科用光凝固装置	機械器具(31)医療用焼灼器	眼科用レーザー光凝固装置 眼科用レーザー光凝固・パルスレーザー手術装置	眼科用レーザー光凝固装置であるもの	K 270	虹彩光凝固術
				K 271	毛様体光凝固術
				K 273	隅角光凝固術
				K 276	網膜光凝固術
網膜復位用ガス	医療用品(4)整形用品	網膜復位用人工補綴材	眼球内部より剥離した網膜を脈絡膜上に復位・固定するために、硝子体腔内に充填するガスであること	K 275	網膜復位術
				K 280	硝子体茎頭微鏡下離断術 1 網膜付着組織を含むもの
				K 281	増殖性硝子体網膜症手術
眼科用レーザー手術装置	機械器具(31)医療用焼灼器	眼科用パルスレーザー手術装置 眼科用レーザー光凝固・パルスレーザー手術装置	後発白内障切開術が可能なもの	K 282-2	後発白内障手術
超音波白内障手術装置	機械器具(12)理学診療用器具 機械器具(29)電気手術器	白内障・硝子体手術装置 水晶体乳化術白内障摘出ユニット	水晶体の破砕が可能なもの	K 282	水晶体再建術
前房レンズ 後房レンズ ヘパリン使用後房レンズ 挿入器付後房レンズ 水晶体嚢拡張リング	機械器具(72)視力補正用レンズ	前房レンズ 後房レンズ ヘパリン使用後房レンズ 挿入器付後房レンズ	白内障に対する手術後の無水晶体眼の視力補正が可能なもの	K 282	水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合
	医療用品(4)整形用品	眼科用嚢内リング	チン小帯の脆弱、断裂が疑われる患者に対して水晶体再建術を実施する際に、水晶体嚢に埋め込むことで、水晶体嚢に張力を生じさせて伸ばしておく材料であること	K 282	水晶体再建術 注1 水晶体嚢拡張リング加算
高次収差解析装置	機械器具(22)検眼用器具	レフラクト・ケラトメータ 瞳孔計機能付き角膜トポグラフィシステム	高次収差を解析するもの	K 282 注2	高次収差解析

眼科向け医療機器 B1 既存機能区分

特定保険医療材料	定義
涙液・涙道シリコンチューブ (B002 023)	次のいずれにも該当すること。 (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「涙液・涙道シリコンチューブ」又は「ヘパリン使用涙液・涙道シリコンチューブ」であること。 (2) 涙点閉塞、涙小管閉塞又は鼻涙管閉塞に起因する流涙症の治療を目的に、涙小管に挿入・留置し、涙道を拡張するチューブであること。
涙点プラグ (B002 089)	次のいずれにも該当すること。 (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「涙点プラグ」又は「コラーゲン使用涙点プラグ」であること。 (2) 涙液分泌減少症の治療を目的として、涙点に挿入し涙液の流失を防ぐための栓子であること。
網膜硝子体手術用材料 (B002 143)	次のいずれにも該当すること。 (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「網膜復位用人工補綴材」であること。 (2) 剥離した網膜を物理的に伸展・復位させることを目的として使用する材料であること。

* ()は、特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて により通知された機能区分コード。

プログラム医療機器に対する評価 ①

プログラム医療機器の評価基準の明確化

- プログラム医療機器に対する診療報酬上の評価の考え方について、**臨床上的使用目的等の多様性を踏まえつつ、明確化**を行う。

【プログラム医療機器の有用性の評価に関する基準】（令和6年度保険医療材料制度改革の骨子より抜粋）

① 既存の検査等の実施、治療計画の策定又は手術等の治療行為自体に対する支援を行うプログラム医療機器について

- 当該プログラム医療機器の使用により、支援の対象とする既存技術の臨床上的有効性が明らかに向上する場合は、関連技術料に対する加算として評価する。
- 支援の対象とする既存技術について、医療従事者の員数又は専門的な知識及び経験等を有する医師の配置等が**施設基準として求められている場合**において、当該プログラム医療機器の使用により、
 - ・より少ない員数で実施可能となる場合
 - ・専門的な知識及び経験等を有する医師以外の医師が行った場合等の有効性が専門的な知識及び経験等を有する医師以外の医師が行った場合等の有効性と同等となる場合については、**施設基準の緩和**がありうる。支援の対象とする既存技術について、医療従事者の配置が**施設基準として求められていない場合**においては、そのみでは原則として加算としての評価は行わない。
- 当該プログラム医療機器の使用により**医療従事者の労働時間が短縮**するようなものについては、原則としてそのみでは加算としての評価は行わない。

② 目的とする検査等の実施そのものに必要なプログラム医療機器について

- プログラムが関与する部分を含め当該技術全体に対する評価を行うこととし、通常のC2（新機能・新技術）区分の医療機器と同様に評価する。

③ 治療用医療機器の制御に用いるプログラム医療機器について

- 当該プログラム医療機器の使用により、支援の対象とする医療機器の臨床上的有効性が、当該プログラム医療機器を用いない場合よりも明らかに向上する場合に評価を行う。
- その際、制御する対象の医療機器が技術料に包括して評価されるものであれば、原則として技術料に対する加算として評価を行い、対象の医療機器が特定保険医療材料である場合には、当該プログラム医療機器自体又は当該プログラム医療機器と支援対象の医療機器を組み合わせたものを特定保険医療材料として評価する。

④ 医学管理等のために患者自身が医療機関外で使用するプログラム医療機器について

- 当該プログラム医療機器の使用により、既存の手法による医学管理等と比較して医学管理等の臨床上的有効性が向上する場合に、原則として特定保険医療材料として評価する。

保険適用に関する資料

令和6年度
医療機器・体外診断用医薬品の保険適用
に関するガイドブック

令和6（2024）年12月

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課医療機器政策室

◆◆目次◆◆

はじめに ～このガイドブックの目的～	1
1. 公的医療保険制度の概要	2
(1) 公的医療保険制度の仕組み	2
(2) 保険外併用療養費制度とは	3
(3) 診療報酬改定の概要	4
(4) 令和6年度の診療報酬改定の概要	7
(5) 診療報酬点数表の概要	8
2. 保険医療材料制度の概要	11
(1) 保険医療材料制度とは	11
(2) 特定保険医療材料とは	14
(3) 特定保険医療材料の特徴	15
(4) 特定保険医療材料制度の歴史	16
(5) プログラム医療機器とは	20
(6) プログラム医療機器の評価	21
3. 体外診断用医薬品に関する制度の概要	24
(1) 体外診断用医薬品の保険適用の概要	24
(2) 体外診断用医薬品の保険適用の歴史	25
4. 医療機器・体外診断用医薬品の保険適用の仕組み	26
(1) 医療機器の保険適用の仕組み	26
(2) 新規機能区分の基準材料価格の算出方法	32
5. 新規の保険適用の申請方法	38
(1) 医療機器の保険適用の流れ	38
(2) プログラム医療機器の保険適用の流れ	43
(3) 体外診断用医薬品の保険適用の流れ	44
(4) 新規の保険適用の申請方法	46
6. 申請書類の記入方法	52
7. よくある質問等について	141

説明項目

保険制度・医療制度について

医療費について

眼科の医療費・患者数について

診療報酬制度について

眼科診療にかかる診療報酬について

診療報酬改定について

医療機器の保険適用について

おわりに

新たな医療機器・医療技術の保険適用ルート



学会・医会・眼科社会保険会議へ相談し

改定時の適用

医療機関へ相談し

先進医療→改定時の適用

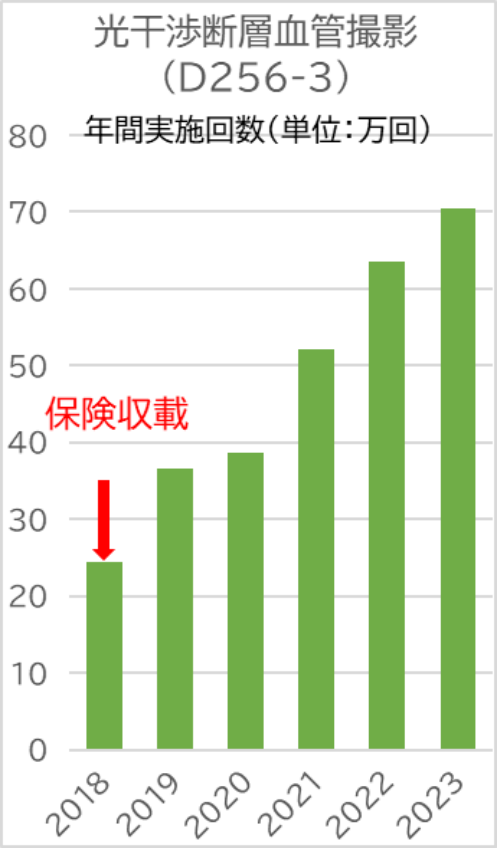
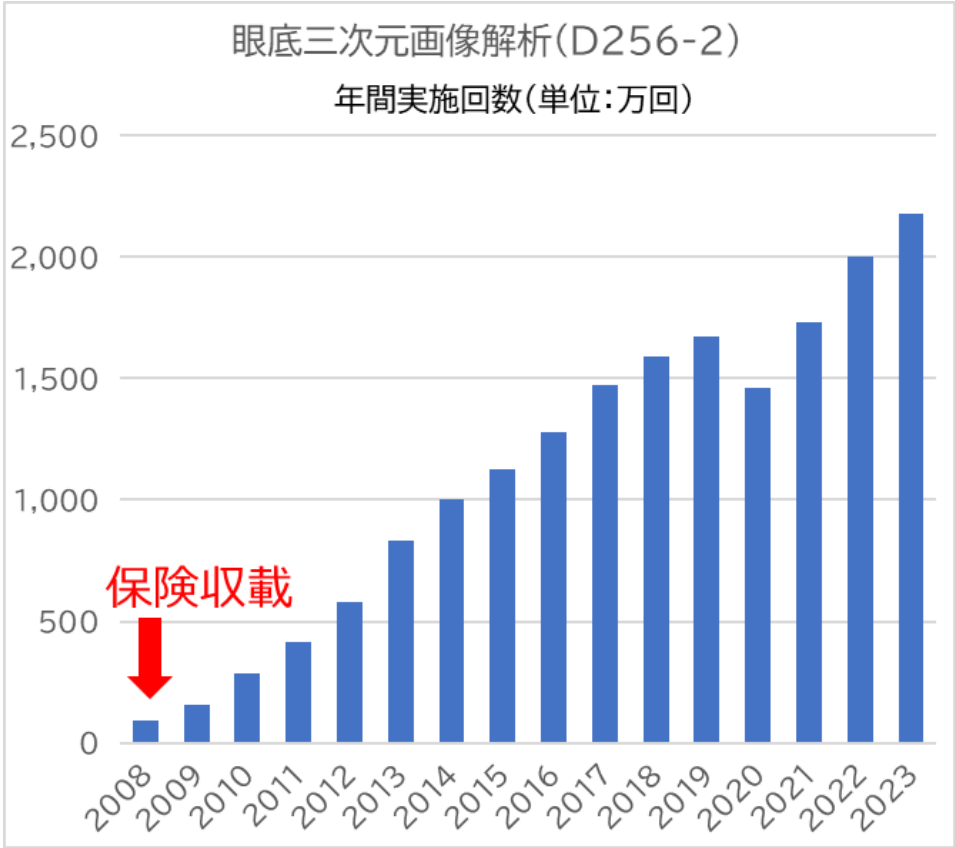
学会のご協力・ご指導をいただき

C2申請

保険収載の意義

最新の医療機器・医療技術を、眼科医療機関を通じ広く患者さんへ提供することにより、国民の健康の保持増進に寄与し、国民福祉の向上を図る。（眼医器協 社会保険委員会）

その一つの手段・・・保険収載されることで、高度な医療がより広くより早く普及が進むことが期待される



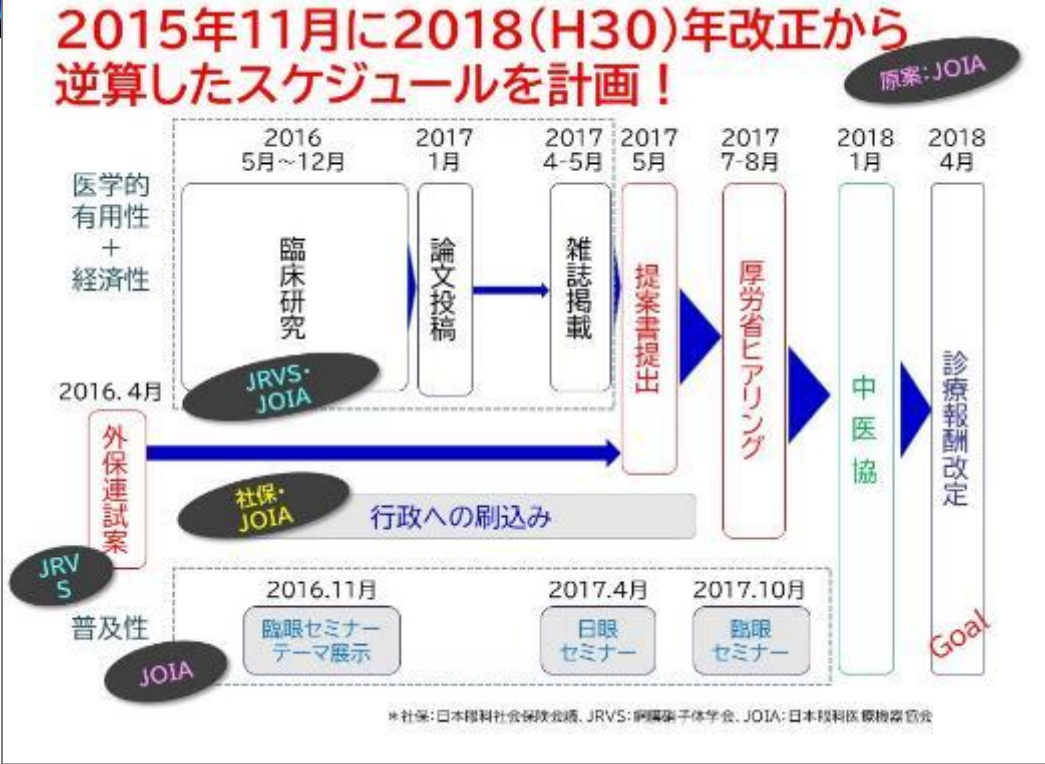
* 出典:「社会医療診療行為別統計」

眼医器協社会保険委員会 活動成果

OCT Angiography保険収載

2018年

- 学会 と 業界団体の連携！！
- 保険導入を目指したスケジューリング！
- 医学的有用性根拠(論文)！
- 訴求点を明確にした提案！
- 医科本体がプラス改定！



前向き多施設共同研究

JRVS 支援: JOIA

画像撮影: 名古屋市立大学 小椋教授 野崎先生, 鹿児島大学 坂本教授 園田先生, 東京女子医大 飯田教授 丸子先生

画像評価: 香川大学 辻川教授 (現 京大教授)

論文作成投稿: 名古屋市立大学 小椋教授 ◎野崎先生, 鹿児島大学 坂本教授 園田先生, 東京女子医大 飯田教授 丸子先生, 香川大学 辻川教授 (現 京大教授)

正月休み返上!

臨床報告 Selected

網脈絡膜疾患における光干渉断層血管撮影と蛍光眼底造影との有用性の比較

小椋一樹, 園田健二, 丸子一樹, 飯田和弘, 坂本浩二, 辻川博幸

【要約】 網脈絡膜疾患における光干渉断層血管撮影 (OCTA) と蛍光眼底造影 (FFA) の有用性を比較検討した。OCTAは、FFAに比べて、造影剤を使用しないため、安全性が高く、検査時間が短い。また、OCTAは、FFAに比べて、網脈絡膜の血流をより詳細に観察できる。本研究の結果、OCTAは、FFAと同等の有用性を有する。また、OCTAは、FFAに比べて、網脈絡膜の血流をより詳細に観察できる。本研究の結果、OCTAは、FFAと同等の有用性を有する。

「光干渉断層血管撮影」について

【技術の概要】 最近開発された血管撮影機能を用いる眼科用光干渉断層計を用い、**蛍光造影剤を用いることなく、眼底血管像を観察・撮影する技術。**

【対象疾患】 糖尿病網膜症、網膜静脈閉塞症、黄斑変性

【既存の検査法との比較】

- ① **病変検出力率は、蛍光眼底造影と同等**
- ② **検査時間は、蛍光眼底造影より短い**
- ③ **蛍光造影剤が不要 ▶ 安全性が高い** [フルオレセイン・インドシアニンググリーン] 薬剤の副作用なし(ショック・アレルギー)
- ④ **血管撮影機能を搭載した眼科用光干渉断層計で撮影**

※前向き多施設共同研究により、上記①②③が確認されている。(臨床眼科 2017年印刷中)

【診療報酬上の取扱】

- D検査
- 400点
- D256 眼底カメラ撮影2蛍光眼底法(400点)の一部(50%)を置き換える検査
- 置換えにより、**医療費156百万円/年 削減。** [薬剤(蛍光造影剤)が不要となる金額]

糖尿病網膜症の症例

蛍光造影法 光干渉断層血管撮影

眼医器協 社会保険委員会

2025年度 基本方針

日本眼科社会保険会議との連携を図り2026(令和8)年診療報酬改定に向け眼科医療技術にかかる診療報酬の適正な評価を目指す。

2025年度 活動計画

- 2026(令和8)年診療報酬改定に向け、眼科学会様・眼科医会様と連携し改定要望を作成提出する
- 社会保険・医療経済にかかる情報収集・分析と共有
- 医機連 機器保険委員会との連携
- 眼科MDIR講習会等を通じた保険・医療経済にかかる教育

眼医器協 社会保険委員会は随時メンバー募集を行っています。
問合せは、事務局（木下・小林）まで。

まとめ ～キーワード1～



保険制度・医療費

- 国民皆保険／フリーアクセス
- 医療費は保険料＋公費負担＋患者負担で成り立つ
- 2022年の国民医療費は約46.7兆円
- 医療費増加要因は高齢化と医療の高度化
- 医療費の38%は公費負担

眼科医療

- 眼科医療費は1兆2192億円(約1.2兆円)・・・医科診療費の3.6%
- 眼科医療費の2／3は65歳以上
- 患者数が最も多い疾患は緑内障(29%)、次いで白内障(19%)
- 眼科を標榜する医療機関は約10,550施設・・・全医療機関の約9%

まとめ ～キーワード2～

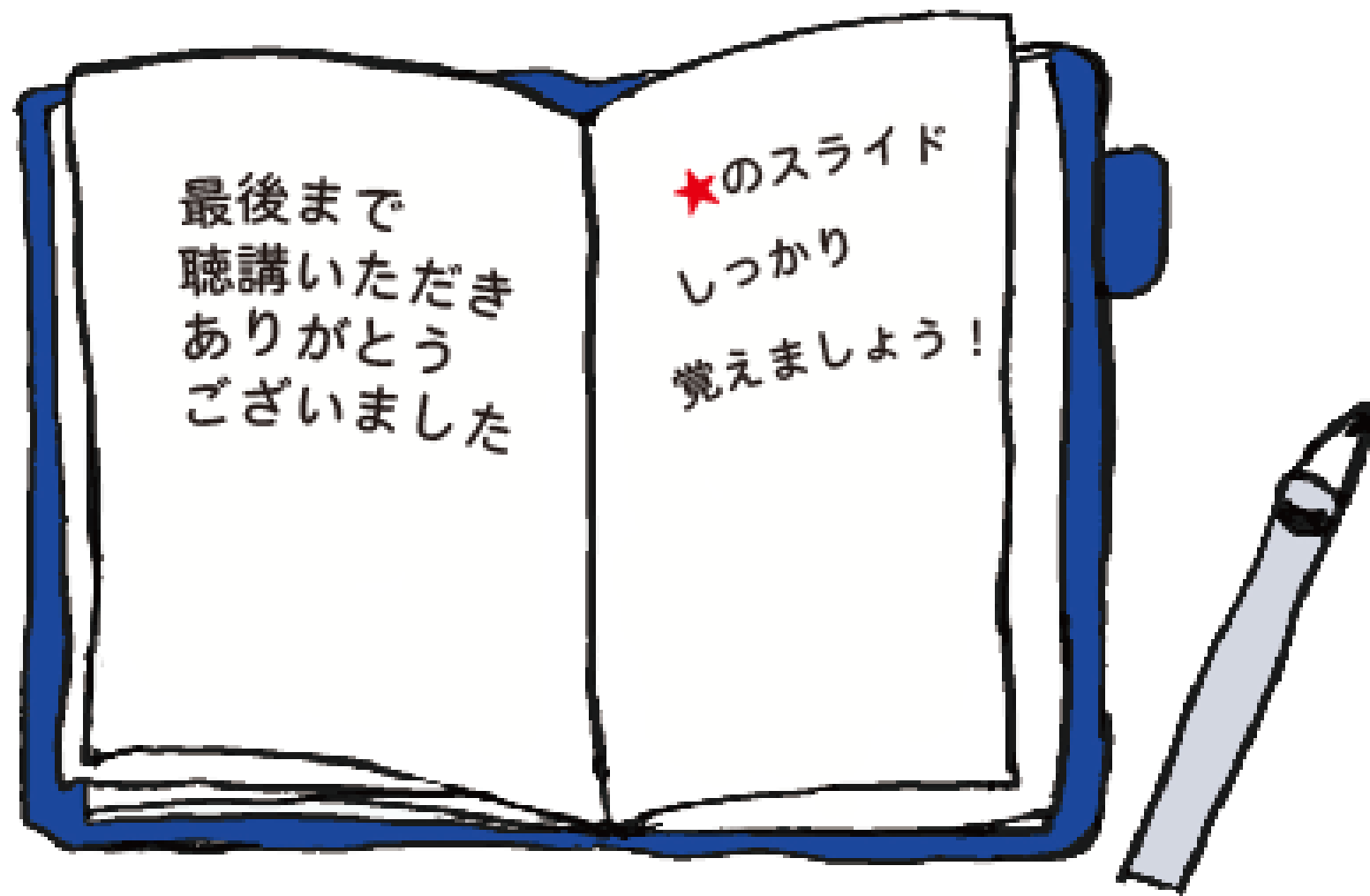


診療報酬

- 医療機関・薬局が医療サービスに対する対価として保険者から受け取る報酬
- 診療報酬は中医協の議論を踏まえ厚生労働大臣が決定
- 診療報酬は技術サービスの評価＋医薬品・医療材料等のものの価格評価
- 技術・サービスを点数化(1点10円)
- 積上方式(出来高払)と包括払い方式(まるめ)がある
- 医療材料を技術料に含むものと含まないものがある
- 技術料に含まれない(単独で価格が設定される)医療材料を「特定保険医療材料」という
- 混合診療は原則禁止(特例:評価療養・先進医療・選定療養・患者申出療養)
- 診療報酬は通常2年に1度改定
- 診療報酬改定の施行は6月(薬価のみ4月/医療材料も6月)[2024年以降]

医療機器の保険適用

- 保険診療で使用するには原則として保険適用希望書の厚労省への提出が必要
- 保険適用区分にはA1・A2・A3・B1・B2・B3・C1・C2・Rの9区分がある



以上